

參 考 資 料

目 次

参考資料

- ・ 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例 / 施行規則
 - 「道路の構造の技術的基準」
 - 「道路標識の寸法の基準」
 - 「道路移動等円滑化基準」

- ・ 保水性舗装（試験施工の事例紹介）

- ・ 計画的な道路防草対策の実施（熊谷県土整備事務所における事例紹介）

道路の構造の技術的基準

1 体系

◎道路法 (昭和二十七年六月十日法律第百八十号)	
(道路の構造の原則)	
第二十九条 道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。	
(道路の構造の基準)	
第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。	
一 通行する自動車の種類に関する事項	
二 幅員	
三 建築限界	
四 線形	
五 視距	
六 勾配	
七 路面	
八 排水施設	
九 交差又は接続	
十 待避所	
十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設	
十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度	
十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項	
2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。	
3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。	

国 道	県 道
○道路構造令 昭和四十五年十月二十九日 政令第三百二十号	○埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例 平成二十四年十二月二十五日 埼玉県条例第七十号
◇道路構造令施行規則 昭和四十六年三月三十一日 建設省令第七号	◇埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則 平成二十四年十二月二十五日 埼玉県規則第八十一号

2 基準

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
(この政令の趣旨) 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十条第三項（中略）の規定に基づき県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準（中略）について定める（中略）ものとする。	
	(道路の構造の技術的基準) 第二条 道路法第三十条第三項に規定する県道の構造に関する技術的基準は、別表第一に定めるとおりとする。	
附 則 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	附 則 この条例は、公布の日（平成二十四年十二月二十五日）から施行する。	附 則 この規則は、公布の日（平成二十四年十二月二十五日）から施行する。
	別表第一（第二条関係）	

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。</p> <p>五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。</p> <p>六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。</p> <p>七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。</p> <p>八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。</p> <p>九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。</p> <p>十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分をいう。</p> <p>十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十六 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路の部分の部分をいう。</p> <p>十七 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設をいう。</p>		

十八 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分という。

十九 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。

二十 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。

二十一 地方部 都市部以外の地域をいう。

二十二 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、国土交通省令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策定する者で国土交通省令で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。

－規則－

（計画交通量）

第一条 道路構造令（以下「令」という。）
 第二条第二十一号 の国土交通省令で定める者は、高速自動車国道、一般国道又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号 に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路（一般国道を除く。）にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては当該道路の道路管理者とする。

2 令第二条第二十一号 に規定する計画交通量は、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに定めるものとする。

二十三 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

二十四 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道（自転車通行帯を除く。）。以下この号において同じ。）の中心線上一・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿つて測つた長さをいう。

（道路の区分）

第三条 道路は、次の表に定めるところにより、第一種から第四種までに区分するものとする。

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自転車専用道路又はその他の道路の別		
高速自動車国道及び自転車専用道路	第一種	第二種
その他の道路	第三種	第四種

2 第一種の道路は、第一号の表に定めるところにより第一級から第四級までに、第二種の道路は、第二号の表に定めるところにより第一級又は第二級に、第三種の道路は、第三号の表に定めるところにより第一級から第五級までに、第四種の道路は、第四号の表に定めるところにより第一級から第四級までに、それぞれ区分する

一 道路の区分

イ 道路は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下この表において「令」という。）第三条第一項及び第二項の規定により、第一種から第四種までに区分されるものであるとともに、当該道路の区分は、第一種及び第四種の道路にあつては第一級から第四級まで、第二種の道路にあつては第一級又は第二級、第三種の道路にあつては第一級から第五級までに細分されるものであること。

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>ものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第一種第四級、第二種第二級、第三種第五級又は第四種第四級である場合を除き、該当する級の一級下の級に区分することができる。</p> <p>第一号の表（略） 第二号の表（略） 第三号の表（略） 第四号の表（略）</p> <p>3 前二項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行なうものとする。</p> <p>4 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路（第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が迂回することができる道路があるときは、小型自動車等（第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路とすることができる。</p> <p>5 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。</p> <p>6 道路は、小型道路（第四項に規定する小型自動車等（第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分）をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分）をいう。以下同じ。）とに区分するものとする。</p>	<p>ロ 道路は、令第三条第六項の規定により、小型道路と普通道路とに区分されるものであること。</p>	
<p>（高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準）</p> <p>第三条の二 高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十条までに定めるところによる。</p>	<p>—</p>	
<p>（設計車両）</p> <p>第四条 道路の設計に当たっては、第一種、第二種、第三種第一級若しくは第四種第一級の普通道路又は重要物流道路（法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路をいう。以下同じ。）である普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車（自動車と前車</p>	<p>—</p>	

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
-------------	-----	---------

軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。)が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

2 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。
次の表(略)

(車線等)
第五条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、この限りでない。

—規則—
(車線により構成されない車道の部分)
第二条 令第五条第一項の国土交通省令で定める部分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、二とする。

区 分	地 形	設計基準交通量 (単位 一日につき台)	
第一種	第二級 平地部	一四、〇〇〇	
	第三級	平地部	一四、〇〇〇
		山地部	一〇、〇〇〇
	第四級	平地部	一三、〇〇〇
山地部		九、〇〇〇	
第三種	第二級 平地部	九、〇〇〇	
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	平地部	八、〇〇〇
山地部		六、〇〇〇	
第四種	第一級	一二、〇〇〇	
	第二級	一〇、〇〇〇	
	第三級	九、〇〇〇	

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの及び第三種第五級

二 車線等
イ 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、前号イの規定により定める道路の区分のうち、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

ロ 車線の数、道路の区分に応じ、規則で定める数とすること。ただし、第三種第四級の道路については、車線を設ける区間と車線により構成しない区間を組み合わせることができる。

(車線等)
第一条 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例(平成二十四年埼玉県条例第七十号。以下「条例」という。)別表第一第二号イの規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 条例別表第一第二号ロの規則で定める数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 計画交通量が次の表の区分の欄に掲げる道路の区分及び地形の欄に掲げる地形の種類(第四種の道路を除く。)に応じ、同表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下この項において同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次号において同じ。)の数は、二とする。

区 分	地 形	設計基準交通量 (単位 一日につき台)	
第一種	第二級 平地部	一四、〇〇〇	
	第三級	平地部	一四、〇〇〇
		山地部	一〇、〇〇〇
	第四級	平地部	一三、〇〇〇
山地部		九、〇〇〇	
第三種	第二級 平地部	九、〇〇〇	
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	平地部	八、〇〇〇
山地部		六、〇〇〇	
第四種	第一級	一二、〇〇〇	
	第二級	一〇、〇〇〇	
	第三級	九、〇〇〇	

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

二 前号に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの及び第三種第

道路構造令・同施行規則

条 例

施 行 規 則

の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

区 分		地 形	一車線当たりの設計基準交通量(単位 一日につき台)
第一種	第一級	平地部	一二、〇〇〇
	第二級	平地部	一二、〇〇〇
		山地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
	第四級	平地部	一一、〇〇〇
山地部		八、〇〇〇	
第二種	第一級		一八、〇〇〇
	第二級		一七、〇〇〇
第三種	第一級	平地部	一一、〇〇〇
	第二級	平地部	九、〇〇〇
		山地部	七、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	山地部	五、〇〇〇
第四種	第一級		一二、〇〇〇
	第二級		一〇、〇〇〇
	第三級		一〇、〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員(単位 メートル)	
第一種	第一級	三・五	
	第二級	三・五	
		普通道路	三・五
	第三級	普通道路	三・二五
		小型道路	三
	第四級	普通道路	三・二五
小型道路		三	
第二種	第一級	普通道路	三・五
		小型道路	三・二五
	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	三
第三種	第一級	普通道路	三・五
		小型道路	三
	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	二・七五
	第三級	普通道路	三

の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表の一車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる台数に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

区 分		地 形	一車線当たりの設計基準交通量(単位 一日につき台)
第一種	第二級	平地部	一二、〇〇〇
		山地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
	第四級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
第二種	第一級		一八、〇〇〇
	第二級		一七、〇〇〇
第三種	第二級	平地部	九、〇〇〇
		山地部	七、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
第四級	山地部	五、〇〇〇	
	第四種	第一級	
第二級			一〇、〇〇〇
第三級			一〇、〇〇〇

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

ハ 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、道路の区分に応じ規則で定める幅員とすること。ただし、交通の状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を拡大し、又は縮小することができる。

3 条例別表第一第二号ハ本文の規則で定める幅員は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車線の幅員の欄に掲げる値とする。

区 分		車線の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	三・五	
		第三級	普通道路
	小型道路		三・二五
	第四級	普通道路	三・二五
小型道路		三	
第二種	第一級	普通道路	三・五
		小型道路	三・二五
	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	三
第三種	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	二・七五
	第三級	普通道路	三
		小型道路	二・七五
	第四級		二・七五
	第四種	第一級	普通道路
小型道路			二・七五
第二級及び第三級		普通道路	三
		小型道路	二・七五

4 条例別表第一第二号ハただし書の規定により車線の幅員の拡大又は縮小をする場合の当該幅員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
-------------	-----	---------

第四種	第一級	普通道路	三・二五
		小型道路	二・七五
	第二級及び第三級	普通道路	三
		小型道路	二・七五

5 第三種第五級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。

ニ 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、規則で定める幅員とすること。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十二号の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

一 第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路であって、交通の状況により必要がある場合 前項の表の車線の幅員の欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値
 二 第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路であって、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 前項の表の車線の幅員の欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値

5 条例別表第一第二号ニ本文の規則で定める幅員は四メートルとし、同号ニただし書の規定による車道の幅員の縮小は、三メートルまでの縮小とする。

（車線の分離等）

第六条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第一種	第一級	四・五	二
	第二級		
	第三級	三	一・五
	第四級		
第二種	第一級	二・二五	一・五
	第二級	一・七五	一・二五
第三種	第一級	一・七五	一
	第二級		
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	一	一
	第二級		
	第三級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次

三 車線の分離等

イ 第一種又は第二種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この号において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離すること。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

ロ イ前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この号りにおいて同じ。）が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

ハ 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けること。

ニ 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とすること。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

（車線の分離等）

第二条 条例別表第一第三号ニ本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とし、同号ニただし書の規定による中央帯の幅員の縮小は、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第一種	第二級	四・五	二
	第三級	三	一・五
	第四級		
第二種	第一級	二・二五	一・五
	第二級	一・七五	一・二五
第三種	第二級	一・七五	一
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	一	一
	第二級		
	第三級		

ホ 中央帯には、側帯を設けること。

ヘ ホの側帯の幅員は、道路の区分に応じ、

2 条例別表第一第三号ニ本文の規則で定める幅

道路構造令・同施行規則		条 例		施 行 規 則																																																							
<p>の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。</p>		<p>規則で定める幅員とすること。ただし、二ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、規則で定めるところにより、当該側帯の幅員を縮小することができる。</p>		<p>員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号へただし書の規定による中央帯に設ける側帯の縮小は同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。</p>																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第一種</td> <td>第一級</td> <td rowspan="2">〇・七五</td> <td rowspan="4">〇・二五</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td rowspan="2">〇・五</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第二種</td> <td>〇・五</td> <td>〇・二五</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第三種</td> <td>第一級</td> <td rowspan="4">〇・二五</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>第二級</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第四種</td> <td>第一級</td> <td rowspan="3">〇・二五</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第二級</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> </tr> </tbody> </table>		区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)		第一種	第一級	〇・七五	〇・二五	第二級	第三級	〇・五	第四級	第二種		〇・五	〇・二五	第三種	第一級	〇・二五		第二級	第三級	第四級	第四種	第一級	〇・二五		第二級	第三級	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種</td> <td>第二級</td> <td rowspan="2">〇・七五</td> <td rowspan="3">〇・二五</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> <td>〇・五</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第二種</td> <td>〇・五</td> <td>〇・二五</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第三種</td> <td>第二級</td> <td rowspan="3">〇・二五</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第三級</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第四種</td> <td>第一級</td> <td rowspan="3">〇・二五</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第二級</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> </tr> </tbody> </table>		区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)		第一種	第二級	〇・七五	〇・二五	第三級	第四級	〇・五	第二種		〇・五	〇・二五	第三種	第二級	〇・二五		第三級	第四級	第四種	第一級	〇・二五		第二級	第三級
区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)																																																									
第一種	第一級	〇・七五	〇・二五																																																								
	第二級																																																										
	第三級	〇・五																																																									
	第四級																																																										
第二種		〇・五	〇・二五																																																								
第三種	第一級	〇・二五																																																									
	第二級																																																										
	第三級																																																										
	第四級																																																										
第四種	第一級	〇・二五																																																									
	第二級																																																										
	第三級																																																										
区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)																																																									
第一種	第二級	〇・七五	〇・二五																																																								
	第三級																																																										
	第四級	〇・五																																																									
第二種		〇・五	〇・二五																																																								
第三種	第二級	〇・二五																																																									
	第三級																																																										
	第四級																																																										
第四種	第一級	〇・二五																																																									
	第二級																																																										
	第三級																																																										
<p>7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。</p> <p>8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。</p>		<p>ト 中央帯のうち側帯以外の部分(以下この表において「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けること。</p> <p>チ 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第十二条の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>リ 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けること。</p>																																																									
<p>(副道)</p> <p>第七条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、四メートルを標準とするものとする。</p>		<p>四 副道</p> <p>イ 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けること。</p> <p>ロ 副道の幅員は、規則で定める幅員を標準とすること。</p>		<p>(副道)</p> <p>第三条 条例別表第一第四号ロの規則で定める幅員は、四メートルとする。</p>																																																							
<p>(路肩)</p> <p>第八条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。</p>		<p>五 路肩</p> <p>イ 道路には、車道に接続して、路肩を設けること。ただし、自転車車線、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とすること。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。</p>		<p>(路肩)</p> <p>第四条 条例別表第一第五号ロ本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号ロただし書の規定による車道の左側に設ける路肩の幅員の縮小は同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。</p>																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="2">車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種</td> <td rowspan="2">第一級及び第二級</td> <td>普通道路</td> <td>二・五</td> <td>一・七五</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>一・二五</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>普通</td> <td>一・七五</td> <td>一・二五</td> </tr> </tbody> </table>		区分			車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)		第一種	第一級及び第二級	普通道路	二・五	一・七五	小型道路	一・二五		第三級	普通	一・七五	一・二五	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="2">車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第一種</td> <td rowspan="2">第二級</td> <td>普通道路</td> <td>二・五</td> <td>一・七五</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>一・二五</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三級及び第四級</td> <td>普通道路</td> <td>一・七五</td> <td>一・二五</td> </tr> <tr> <td>小型</td> <td>一</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分			車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)		第一種	第二級	普通道路	二・五	一・七五	小型道路	一・二五		第三級及び第四級	普通道路	一・七五	一・二五	小型	一																				
区分			車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)																																																								
第一種	第一級及び第二級	普通道路	二・五	一・七五																																																							
		小型道路	一・二五																																																								
	第三級	普通	一・七五	一・二五																																																							
区分			車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)																																																								
第一種	第二級	普通道路	二・五	一・七五																																																							
		小型道路	一・二五																																																								
	第三級及び第四級	普通道路	一・七五	一・二五																																																							
		小型	一																																																								

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
-------------	-----	---------

	及び第 四級	道路		
		小型 道路	一	
第二種		普通 道路	一・二五	
		小型 道路	一	
第三種	第一級	普通 道路	一・二五	〇・七五
		小型 道路	〇・七五	
	第二級 から第 四級ま で	普通 道路	〇・七五	〇・五
		小型 道路	〇・五	
	第 五 級		〇・五	
第 四 種		〇・五		

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「一・二五」とあり、及び「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)	
第二級及 び第三級	普通道路	二・五	一・七五
	小型道路	一・二五	
第 四 級	普通道路	二・五	二
	小型道路	一・二五	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
第一種	第一級及 び第二級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
	第三級及 び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第 二 種		普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第 三 種			〇・五
第 四 種			〇・五

ハ ロの規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて、同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とすること。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

ニ 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とすること。

第 二 種		道路		
		普通 道路	一・二五	
第三種	第二級 から第 四級ま で	普通 道路	〇・七五	〇・五
		小型 道路	〇・五	
	第 五 級		〇・五	
第 四 種			〇・五	

備考
一 副道に接続する路肩については、第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「〇・七五」とあるのは「〇・五」とし、条例別表第一第五号口ただし書の規定は適用しない。
二 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員については、車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えた値とする。

2 条例別表第一第五号ハ本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号ハただし書の規定による車道の左側に設ける路肩の幅員の縮小は同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)	
第二級及 び第三級	普通道路	二・五	一・七五
	小型道路	一・二五	
第 四 級	普通道路	二・五	二
	小型道路	一・二五	

3 条例別表第一第五号ニの規則で定める幅員は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値とする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
第一種	第 二 級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
	第三級及 び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第 二 種		普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第 三 種			〇・五
第 四 種			〇・五

備考 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員は、車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則																																				
<p>5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路又は第三種第一級の小型道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。</p> <p>7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。</p> <p>8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。</p> <p>9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="184 1501 745 1825"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第一種</td> <td>第一級</td> <td rowspan="2">〇・七五</td> <td rowspan="2">〇・五</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td rowspan="2">〇・五</td> <td rowspan="2">〇・二五</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二種</td> <td>第一級</td> <td rowspan="2">〇・五</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二級</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。</p> <p>11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。</p>	区分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)		第一種	第一級	〇・七五	〇・五	第二級	第三級	〇・五	〇・二五	第四級	第二種	第一級	〇・五		第二級	<p>ホ 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（ハ本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（ハ本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員まで縮小することができること。</p> <p>ヘ 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができること。</p> <p>ト 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けること。</p> <p>チ トの側帯の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員とすること。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、規則で定めるところにより、当該幅員と異なる幅員にすることができる。</p> <p>リ 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けること。</p> <p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、規則で定める構造とすること。</p>	<div data-bbox="1398 219 1955 299" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>該路上施設を設けるのに必要な値を加えた幅員とする。</p> </div> <p>4 条例別表第一第五号ホの規則で定める幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルとし、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルとし、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあつては〇・五メートルとする。</p> <p>5 条例別表第一第五号チ本文の規則で定める幅員（普通道路に設ける側帯の幅員に限る。）は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号チただし書の規定により普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員を同欄に掲げる幅員と異なる幅員とする場合は同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とする。</p> <table border="1" data-bbox="1398 1584 1955 1863"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種</td> <td>第二級</td> <td rowspan="2">〇・七五</td> <td rowspan="2">〇・五</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> <td rowspan="2">〇・五</td> <td rowspan="2">〇・二五</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>第一級</td> <td rowspan="2">〇・五</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第二級</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 条例別表第一第五号チ本文の規則で定める幅員（小型道路に設ける側帯の幅員に限る。）は、〇・二五メートルとする。</p>	区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)		第一種	第二級	〇・七五	〇・五	第三級	第四級	〇・五	〇・二五	第二種	第一級	〇・五			第二級
区分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)																																				
第一種	第一級	〇・七五	〇・五																																			
	第二級																																					
	第三級	〇・五	〇・二五																																			
	第四級																																					
第二種	第一級	〇・五																																				
	第二級																																					
区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)																																				
第一種	第二級	〇・七五	〇・五																																			
	第三級																																					
	第四級	〇・五	〇・二五																																			
第二種	第一級			〇・五																																		
	第二級																																					
<p>(停車帯)</p> <p>第九条 第四種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。</p>	<p>六 停車帯</p> <p>イ 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けること。</p>	<p>(停車帯)</p>																																				

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則												
<p>2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。</p>	<p>ロ 停車帯の幅員は、規則で定める幅員とすること。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。</p>	<p>第五条 条例別表第一第六号ロ本文の規則で定める幅員は二・五メートルとし、同号ロただし書の規定による停車帯の幅員の縮小は一・五メートルまでの縮小とする。</p>												
<p>(自転車通行帯)</p> <p>第九条の二自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	<p>二 車線等</p> <p>ホ 第三種又は第四種の道路の車道には、必要に応じ、規則で定める幅員の自転車車線（一縦列の自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分をいう。第五号イにおいて同じ。）を設けること。</p>	<p>第一条</p> <p>6 条例別表第一第二号ホの規則で定める幅員は、一・五メートル以上（道路の状況によりやむを得ないときは、一メートル以上一・五メートル未満）とする。</p>												
<p>(軌道敷)</p> <p>第九条の三 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="184 1617 745 1780"> <thead> <tr> <th>単線又は複線の別</th> <th>軌道敷の幅員（単位メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単線</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>六</td> </tr> </tbody> </table>	単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位メートル）	単線	三	複線	六	<p>七 軌道敷</p> <p>軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、規則で定める幅員以上とすること。</p>	<p>(軌道敷)</p> <p>第六条 条例別表第一第七号の規則で定める幅員は、次の表の単線又は複線の別の欄に掲げる軌道敷の区分に応じ、同表の軌道敷の幅員の欄に掲げる値とする。</p> <table border="1" data-bbox="1396 1656 1957 1819"> <thead> <tr> <th>単線又は複線の別</th> <th>軌道敷の幅員（単位メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単線</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>六</td> </tr> </tbody> </table>	単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位メートル）	単線	三	複線	六
単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位メートル）													
単線	三													
複線	六													
単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位メートル）													
単線	三													
複線	六													
<p>(自転車道)</p> <p>第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・</p>	<p>八 自転車道</p> <p>イ 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（イに規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 自転車道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。</p> <p>ニ 自転車道に路上施設を設ける場合にお</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第七条 条例別表第一第八号ハ本文の規則で定める幅員は二メートルとし、同号ハただし書の規定による自転車道の幅員の縮小は一・五メートルまでの縮小とする。</p>												

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>五メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	<p>いては、当該自転車道の幅員は、令第十二条の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>ホ 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めること。</p>	
<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第十条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。</p> <p>3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	<p>九 自転車歩行者道</p> <p>イ 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 自転車歩行者道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。</p> <p>ハ 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(第十号ニ及び第三十一号において「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、ロに規定する幅員に規則で定める幅員を加えてロの規定を適用すること。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ニ 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めること。</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第八条 条例別表第一第九号ロの規則で定める幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートルとし、その他の道路にあつては三メートルとする。</p> <p>2 条例別表第一第九号ハの規則で定める幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートルとし、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートルとし、並木を設ける場合にあつては一・五メートルとし、ベンチを設ける場合にあつては一メートルとし、その他の場合にあつては〇・五メートルとする。</p>
<p>(歩道)</p> <p>第十一条 第四種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第三種の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。</p> <p>4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メー</p>	<p>十 歩道</p> <p>イ 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及びイに規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 歩道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。</p> <p>ニ 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、ハに規定する幅員の値に規則で定める幅員の値を加えてハの</p>	<p>(歩道)</p> <p>第九条 条例別表第一第十号ハの規則で定める幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートルとし、その他の道路にあつては二メートルとする。</p> <p>2 条例別表第一第十号ニの規則で定める幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートルとし、ベンチの上屋を設ける場合にあつ</p>

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>ル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	<p>規定を適用すること。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ホ 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めること。</p>	<p>ては二メートルとし、並木を設ける場合にあつては一・五メートルとし、ベンチを設ける場合にあつては一メートルとし、その他の場合にあつては〇・五メートルとする。</p>
<p>(歩行者の滞留の用に供する部分)</p> <p>第十一条の二 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p>	<p>十一 歩行者の滞留の用に供する部分</p> <p>歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。</p>	
<p>(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)</p> <p>第十一条の三 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。</p>	<p>二</p>	
<p>(植樹帯)</p> <p>第十一条の四 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。</p> <p>3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。</p> <p>一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間</p> <p>二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間</p> <p>4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を</p>	<p>十二 植樹帯又は植樹ます</p> <p>イ 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設け、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 植樹帯の幅員は、規則で定める幅員を標準とすること。</p> <p>ハ 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、ロの規定にかかわらず、その事情に応じ、当該規定により定められるべき幅員を超える適切な幅員とすること。</p> <p>(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間</p> <p>(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間</p> <p>ニ <u>イ本文の規定にかかわらず、道路の構造、交通の状況及び沿道の土地利用の状況等を勘案し、自転車及び歩行者の安全確保に支障がないと認められる場合においては、植樹帯に代えて植樹ます（主として並木を植栽するために、歩道、自転車道及び自転車歩行者道の一部に縁石等で区画して設けられる部分をいう。以下同じ。）を設けることができる。</u></p> <p>ホ <u>植樹ます相互の間隔及び一辺の長さは、規則で定める間隔及び長さを標準とすること。</u></p> <p>ヘ 植樹帯又は植樹ますの植栽に当たって</p>	<p>(植樹帯等)</p> <p>第十条 条例別表第一第十二号ロの規則で定める幅員は、一・五メートルとする。</p> <p>2 <u>条例別表第一第十二号ホの規則で定める間隔及び長さは、間隔にあつては二十メートルとし、長さにあつては一・二メートルとする。</u></p>

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則																																																																																														
<p>考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。</p>	<p>は、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うこと。</p>																																																																																															
<p>(建築限界) 第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。 第一図(略) 第二図(略)</p>	<p>—</p>																																																																																															
<p>(設計速度) 第十三条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第一種第四級の道路を除き、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="184 923 745 1878"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">設計速度(単位 一時間につきキロメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第一種</td> <td>第一級</td> <td>一二〇</td> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> <td>一〇〇</td> <td>八〇</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>八〇</td> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> <td>六〇</td> <td>五〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二種</td> <td>第一級</td> <td>八〇</td> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> <td>六〇</td> <td>五〇又は四〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第三種</td> <td>第一級</td> <td>八〇</td> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> <td>六〇</td> <td>五〇又は四〇</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>六〇、五〇又は四〇</td> <td>三〇</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> <td>五〇、四〇又は三〇</td> <td>二〇</td> </tr> <tr> <td>第五級</td> <td>四〇、三〇又は二〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第四種</td> <td>第一級</td> <td>六〇</td> <td>五〇又は四〇</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> <td>六〇、五〇又は四〇</td> <td>三〇</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>五〇、四〇又は三〇</td> <td>二〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。</p>	区分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		第一種	第一級	一二〇	一〇〇	第二級	一〇〇	八〇	第三級	八〇	六〇	第四級	六〇	五〇	第二種	第一級	八〇	六〇	第二級	六〇	五〇又は四〇	第三種	第一級	八〇	六〇	第二級	六〇	五〇又は四〇	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇	第五級	四〇、三〇又は二〇		第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇	<p>十三 設計速度 イ 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、規則で定める設計速度とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該設計速度と異なる設計速度とすることができる。</p> <p>ロ 副道の設計速度は、規則で定める設計速度とすること。</p>	<p>(設計速度) 第十一条 条例別表第一第十三号イ本文の規則で定める設計速度は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とし、同号イただし書の規定により道路の設計速度を同欄に掲げる値以外の値とする場合は、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とする。</p> <table border="1" data-bbox="1396 923 1955 1798"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">設計速度(単位 一時間につきキロメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種</td> <td>第二級</td> <td>一〇〇</td> <td>八〇</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>八〇</td> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> <td>六〇</td> <td>五〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二種</td> <td>第一級</td> <td>八〇</td> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> <td>六〇</td> <td>五〇又は四〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第三種</td> <td>第二級</td> <td>六〇</td> <td>五〇又は四〇</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>六〇、五〇又は四〇</td> <td>三〇</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> <td>五〇、四〇又は三〇</td> <td>二〇</td> </tr> <tr> <td>第五級</td> <td>四〇、三〇又は二〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第四種</td> <td>第一級</td> <td>六〇</td> <td>五〇又は四〇</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> <td>六〇、五〇又は四〇</td> <td>三〇</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>五〇、四〇又は三〇</td> <td>二〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例別表第一第十三号ロの規則で定める設計速度は、道路の状況に応じ、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。</p>	区 分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		第一種	第二級	一〇〇	八〇	第三級	八〇	六〇	第四級	六〇	五〇	第二種	第一級	八〇	六〇	第二級	六〇	五〇又は四〇	第三種	第二級	六〇	五〇又は四〇	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇	第五級	四〇、三〇又は二〇		第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇
区分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)																																																																																														
第一種	第一級	一二〇	一〇〇																																																																																													
	第二級	一〇〇	八〇																																																																																													
	第三級	八〇	六〇																																																																																													
	第四級	六〇	五〇																																																																																													
第二種	第一級	八〇	六〇																																																																																													
	第二級	六〇	五〇又は四〇																																																																																													
第三種	第一級	八〇	六〇																																																																																													
	第二級	六〇	五〇又は四〇																																																																																													
	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇																																																																																													
	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇																																																																																													
	第五級	四〇、三〇又は二〇																																																																																														
第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇																																																																																													
	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇																																																																																													
	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇																																																																																													
区 分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)																																																																																														
第一種	第二級	一〇〇	八〇																																																																																													
	第三級	八〇	六〇																																																																																													
	第四級	六〇	五〇																																																																																													
第二種	第一級	八〇	六〇																																																																																													
	第二級	六〇	五〇又は四〇																																																																																													
第三種	第二級	六〇	五〇又は四〇																																																																																													
	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇																																																																																													
	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇																																																																																													
	第五級	四〇、三〇又は二〇																																																																																														
第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇																																																																																													
	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇																																																																																													
	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇																																																																																													
<p>(車道の屈曲部) 第十四条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十一条の二の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。</p>	<p>十四 車道の屈曲部 車道の屈曲部は、曲線形とすること。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。第十五号及び第十八号において同じ。)又は第三十二号の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。</p>																																																																																															
<p>(曲線半径) 第十五条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。</p>	<p>十五 曲線半径 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(第十七号及び第十八号において「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下この表において「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める曲線半径以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、規則で定めるところにより、当該曲線半径を縮小することができる。</p>	<p>(曲線半径) 第十二条 条例別表第一第十五号本文の規則で定める曲線半径は次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値とし、同号ただし書の規定による曲線半径の縮小は、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。</p> <table border="1" data-bbox="1396 2689 1955 2801"> <thead> <tr> <th>設計速度(単位 一時間につきキロメートル)</th> <th colspan="2">曲線半径(単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〇〇</td> <td>四六〇</td> <td>三八〇</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)		一〇〇	四六〇	三八〇																																																																																								
設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)																																																																																															
一〇〇	四六〇	三八〇																																																																																														

道路構造令・同施行規則			条 例		施 行 規 則																																				
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	曲線半径（単位メートル）				八〇	二八〇	二三〇																																		
一二〇	七一〇	五七〇			六〇	一五〇	一二〇																																		
一〇〇	四六〇	三八〇			五〇	一〇〇	八〇																																		
八〇	二八〇	二三〇			四〇	六〇	五〇																																		
六〇	一五〇	一二〇			三〇	三〇																																			
五〇	一〇〇	八〇			二〇	一五																																			
四〇	六〇	五〇																																							
三〇	三〇																																								
二〇	一五																																								
<p>（曲線部の片勾配）</p> <p>第十六条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を附さないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">道路の存する地域</th> <th>最大片勾配（単位パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種、第二種及び第三種</td> <td rowspan="2">積雪寒冷地域</td> <td>積雪寒冷の度が甚だしい地域</td> <td>六</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>八</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の地域</td> <td>一〇</td> </tr> <tr> <td>第四種</td> <td colspan="2"></td> <td>六</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	道路の存する地域		最大片勾配（単位パーセント）	第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六	その他の地域	八	その他の地域		一〇	第四種			六	<p>十六 曲線部の片勾配</p> <p>車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、規則で定める値以下で適切な値の片勾配を付すること。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。</p>		<p>（曲線部の片勾配）</p> <p>第十三条 条例別表第一第十六号の規則で定める値（第三種の道路で自転車道等を設けないものの曲線部の片勾配の値を除く。）は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分及び道路の存する地域の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の最大片勾配の欄に掲げる値とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">道路の存する地域</th> <th>最大片勾配（単位パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種、第二種及び第三種</td> <td rowspan="2">積雪寒冷地域</td> <td>積雪寒冷の度が甚だしい地域</td> <td>六</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>八</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の地域</td> <td>一〇</td> </tr> <tr> <td>第四種</td> <td colspan="2"></td> <td>六</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例別表第一第十六号の規則で定める値（第三種の道路で自転車道等を設けないものの曲線部の片勾配の値に限る。）は、六パーセントとする。</p>			区 分	道路の存する地域		最大片勾配（単位パーセント）	第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六	その他の地域	八	その他の地域		一〇	第四種			六
区 分	道路の存する地域		最大片勾配（単位パーセント）																																						
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六																																						
		その他の地域	八																																						
	その他の地域		一〇																																						
第四種			六																																						
区 分	道路の存する地域		最大片勾配（単位パーセント）																																						
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六																																						
		その他の地域	八																																						
	その他の地域		一〇																																						
第四種			六																																						
<p>（曲線部の車線等の拡幅）</p> <p>第十七条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>			<p>十七 曲線部の車線等の拡幅</p> <p>車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅すること。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>																																						
<p>（緩和区間）</p> <p>第十八条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。</p> <p>3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>緩和区間の長さ（単位メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位メートル）			<p>十八 緩和区間</p> <p>イ 車道の屈曲部には、緩和区間を設けること。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをすること。</p> <p>ハ 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める長さ以上とするものとする。</p>		<p>（緩和区間）</p> <p>第十四条 条例別表第一第十八号ハの規則で定める長さは、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の緩和区間の長さの欄に掲げる値とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>緩和区間の長さ（単位メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位メートル）																												
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位メートル）																																								
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位メートル）																																								

道路構造令・同施行規則		条 例	施 行 規 則	
一二〇	一〇〇		一〇〇	八五
一〇〇	八五		八〇	七〇
八〇	七〇		六〇	五〇
六〇	五〇		五〇	四〇
五〇	四〇		四〇	三五
四〇	三五		三〇	二五
三〇	二五		二〇	二〇
二〇	二〇		備考 条例別表第一第十八号口の規定によるすりつけに必要な長さが緩和区間の長さの欄に掲げる値を超える場合には、同欄中「緩和区間の長さ」とあるのは、「すりつけに必要な長さ」とする。	

(視距等)

第十九条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
一二〇	二一〇
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五
四〇	四〇
三〇	三〇
二〇	二〇

2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が増越しを行なうのに十分な見とおしの確保された区間を設けるものとする。

十九 視距等

イ 視距は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める値以上とすること。

ロ 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が増越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けること。

(視距等)

第十五条 条例別表第一第十九号イの規則で定める値は、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の視距の欄に掲げる値とする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五
四〇	四〇
三〇	三〇
二〇	二〇

(縦断勾配)

第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)		
		上欄	下欄	下欄
第一種、第二種及び第三種	普通道路	一二〇	二	五
		一〇〇	三	六
		八〇	四	七
		六〇	五	八
		五〇	六	九
		四〇	七	一〇
		三〇	八	一一
	二〇	九	一二	
	小型道路	一二〇	四	五
		一〇〇	四	六
		八〇	七	
		六〇	八	
		五〇	九	
		四〇	一〇	
三〇		一一		
二〇	一二			

二十 縦断勾配

車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、規則で定める値以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める範囲内において、当該縦断勾配の値を超える値とすることができる。

(縦断勾配)

第十六条 条例別表第一第二十号本文の規則で定める値は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分及び設計速度の欄に掲げる設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値とし、同号ただし書の規則で定める範囲は同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とする。

区 分	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)		
		上欄	下欄	下欄
第一種、第二種及び第三種	普通道路	一〇〇	三	六
		八〇	四	七
		六〇	五	八
		五〇	六	九
		四〇	七	一〇
		三〇	八	一一
		二〇	九	一二
	小型道路	一〇〇	四	六
		八〇	七	
		六〇	八	
		五〇	九	
		四〇	一〇	
		三〇	一一	
		二〇	一二	
第四種	普通道路	六〇	五	七
		五〇	六	八
		四〇	七	九

道路構造令・同施行規則					条 例		施 行 規 則																																																																																															
第四種	普通道路	六〇	五	七				三〇	八	一〇																																																																																												
		五〇	六	八				二〇	九	一一																																																																																												
		四〇	七	九				六〇	八																																																																																													
		三〇	八	一〇				五〇	九																																																																																													
		二〇	九	一一				四〇	一〇																																																																																													
	小型道路	六〇	八					三〇	一一																																																																																													
		五〇	九					二〇	一二																																																																																													
		四〇	一〇																																																																																																			
		三〇	一一																																																																																																			
		二〇	一二																																																																																																			
<p>(登坂車線)</p> <p>第二十一条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が一時間につき百キロメートル以上であるものにあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。</p> <p>2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。</p>					<p>二十一 登坂車線</p> <p>イ 普通道路の縦断勾配が規則で定める値を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けること。</p> <p>ロ 登坂車線の幅員は、規則で定める幅員とすること。</p>		<p>(登坂車線)</p> <p>第十七条 条例別表第一第二十一号イの規則で定める値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値とする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 五パーセント</p> <p>二 設計速度が一時間につき百キロメートルである普通道路の場合 三パーセント</p> <p>2 条例別表第一第二十一号ロの規則で定める幅員は、三メートルとする。</p>																																																																																															
<p>(縦断曲線)</p> <p>第二十二条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。</p> <p>2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>縦断曲線の曲線形</th> <th>縦断曲線の半径（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一二〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>一一、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>四、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一〇〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>六、五〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>三、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>三、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">六〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>一、四〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>一、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">五〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>八〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>七〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>四五〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>四五〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>二五〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>二五〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>一〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>縦断曲線の長さ（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一二〇</td> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>一〇〇</td> <td>八五</td> </tr> </tbody> </table>					設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）	一二〇	凸形曲線	一一、〇〇〇	凹形曲線	四、〇〇〇	一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇	凹形曲線	三、〇〇〇	八〇	凸形曲線	三、〇〇〇	凹形曲線	二、〇〇〇	六〇	凸形曲線	一、四〇〇	凹形曲線	一、〇〇〇	五〇	凸形曲線	八〇〇	凹形曲線	七〇〇	四〇	凸形曲線	四五〇	凹形曲線	四五〇	三〇	凸形曲線	二五〇	凹形曲線	二五〇	二〇	凸形曲線	一〇〇	凹形曲線	一〇〇	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）	一二〇	一〇〇	一〇〇	八五	<p>二十二 縦断曲線</p> <p>イ 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けること。</p> <p>ロ 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、規則で定める値以上とすること。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、凸形縦断曲線の半径を縮小することができる。</p> <p>ハ 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める値以上とすること。</p>		<p>(縦断曲線)</p> <p>第十八条 条例別表第一第二十二号ロ本文の規則で定める値は次の表の設計速度の欄に掲げる区分及び縦断曲線の曲線形の欄に掲げる区分に応じ、同表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値とし、同号ロただし書の規定による凸形縦断曲線の半径の縮小は、千メートルまでの縮小とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>縦断曲線の曲線形</th> <th>縦断曲線の半径（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一〇〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>六、五〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>三、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>三、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">六〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>一、四〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>一、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">五〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>八〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>七〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>四五〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>四五〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>二五〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>二五〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二〇</td> <td>凸形曲線</td> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>一〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例別表第一第二十二号ハの規則で定める値は、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の縦断曲線の長さの欄に掲げる値とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>縦断曲線の長さ（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〇〇</td> <td>八五</td> </tr> <tr> <td>八〇</td> <td>七〇</td> </tr> </tbody> </table>			設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）	一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇	凹形曲線	三、〇〇〇	八〇	凸形曲線	三、〇〇〇	凹形曲線	二、〇〇〇	六〇	凸形曲線	一、四〇〇	凹形曲線	一、〇〇〇	五〇	凸形曲線	八〇〇	凹形曲線	七〇〇	四〇	凸形曲線	四五〇	凹形曲線	四五〇	三〇	凸形曲線	二五〇	凹形曲線	二五〇	二〇	凸形曲線	一〇〇	凹形曲線	一〇〇	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）	一〇〇	八五	八〇	七〇
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）																																																																																																				
一二〇	凸形曲線	一一、〇〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	四、〇〇〇																																																																																																				
一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	三、〇〇〇																																																																																																				
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	二、〇〇〇																																																																																																				
六〇	凸形曲線	一、四〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	一、〇〇〇																																																																																																				
五〇	凸形曲線	八〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	七〇〇																																																																																																				
四〇	凸形曲線	四五〇																																																																																																				
	凹形曲線	四五〇																																																																																																				
三〇	凸形曲線	二五〇																																																																																																				
	凹形曲線	二五〇																																																																																																				
二〇	凸形曲線	一〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	一〇〇																																																																																																				
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）																																																																																																					
一二〇	一〇〇																																																																																																					
一〇〇	八五																																																																																																					
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）																																																																																																				
一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	三、〇〇〇																																																																																																				
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	二、〇〇〇																																																																																																				
六〇	凸形曲線	一、四〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	一、〇〇〇																																																																																																				
五〇	凸形曲線	八〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	七〇〇																																																																																																				
四〇	凸形曲線	四五〇																																																																																																				
	凹形曲線	四五〇																																																																																																				
三〇	凸形曲線	二五〇																																																																																																				
	凹形曲線	二五〇																																																																																																				
二〇	凸形曲線	一〇〇																																																																																																				
	凹形曲線	一〇〇																																																																																																				
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）																																																																																																					
一〇〇	八五																																																																																																					
八〇	七〇																																																																																																					

道路構造令・同施行規則		条 例	施 行 規 則	
八〇	七〇		六〇	五〇
六〇	五〇		五〇	四〇
五〇	四〇		四〇	三五
四〇	三五		三〇	二五
三〇	二五		二〇	二〇
二〇	二〇			
<p>(舗装)</p> <p>第二十三条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由により</p>		<p>二十三 舗装</p> <p>イ 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装すること。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とすること。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象</p>	<p>(舗装)</p> <p>第十九条 条例別表第一第二十三号ロの規則で定める基準は、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第百三号）に規定する基準の例によることとする。</p>	

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則																									
やむを得ない場合においては、この限りでない。	状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。																										
<p>(横断勾配)</p> <p>第二十四条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="184 569 745 810"> <thead> <tr> <th>路面の種類</th> <th>横断勾配(単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前条第二項に規定する基準に適合する舗装道</td> <td>一・五以上二以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>三以上五以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。</p> <p>3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。</p>	路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)	前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下	その他	三以上五以下	<p>二十四 横断勾配</p> <p>イ 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、規則で定める値を標準として横断勾配を付すること。</p> <p>ロ 歩道又は自転車道等には、規則で定める値を標準として横断勾配を付すること。</p> <p>ハ 前号ハ本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。</p>	<p>(横断勾配)</p> <p>第二十条 条例別表第一第二十四号イの規則で定める値は、次の表の路面の種類に掲げる区分に応じ、同表の横断勾配の欄に掲げる値とする。</p> <table border="1" data-bbox="1396 531 1955 771"> <thead> <tr> <th>路面の種類</th> <th>横断勾配(単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例別表第一第二十三号ロに規定する基準に適合する舗装道</td> <td>一・五以上二以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>三以上五以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例別表第一第二十四号ロの規則で定める値は、二パーセントとする。</p>	路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)	条例別表第一第二十三号ロに規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下	その他	三以上五以下													
路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)																										
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下																										
その他	三以上五以下																										
路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)																										
条例別表第一第二十三号ロに規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下																										
その他	三以上五以下																										
<p>(合成勾配)</p> <p>第二十五条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="184 1596 745 2041"> <thead> <tr> <th>設計速度(単位 一時間につきキロメートル)</th> <th>合成勾配(単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一二〇</td> <td rowspan="2">一〇</td> </tr> <tr> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>八〇</td> <td rowspan="2">一〇・五</td> </tr> <tr> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>五〇</td> <td rowspan="4">一一・五</td> </tr> <tr> <td>四〇</td> </tr> <tr> <td>三〇</td> </tr> <tr> <td>二〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。</p>	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)	一二〇	一〇	一〇〇	八〇	一〇・五	六〇	五〇	一一・五	四〇	三〇	二〇	<p>二十五 合成勾配</p> <p>イ 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下この号において同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める値以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める範囲内において、当該合成勾配の値を超える値とすることができる。</p> <p>ロ 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、規則で定める値以下とすること。</p>	<p>(合成勾配)</p> <p>第二十一条 条例別表第一第二十五号イ本文の規則で定める値は次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の合成勾配の欄に掲げる値とし、同号イただし書の規則で定める範囲は設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路に限り、十二・五パーセント以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1396 1519 1955 1923"> <thead> <tr> <th>設計速度(単位 一時間につきキロメートル)</th> <th>合成勾配(単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〇〇</td> <td>一〇</td> </tr> <tr> <td>八〇</td> <td rowspan="2">一〇・五</td> </tr> <tr> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>五〇</td> <td rowspan="4">一一・五</td> </tr> <tr> <td>四〇</td> </tr> <tr> <td>三〇</td> </tr> <tr> <td>二〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例別表第一第二十五号ロの規則で定める値は、八パーセントとする。</p>	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)	一〇〇	一〇	八〇	一〇・五	六〇	五〇	一一・五	四〇	三〇	二〇
設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)																										
一二〇	一〇																										
一〇〇																											
八〇	一〇・五																										
六〇																											
五〇	一一・五																										
四〇																											
三〇																											
二〇																											
設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)																										
一〇〇	一〇																										
八〇	一〇・五																										
六〇																											
五〇	一一・五																										
四〇																											
三〇																											
二〇																											
<p>(排水施設)</p> <p>第二十六条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。</p>	<p>二十六 排水施設</p> <p>道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けること。</p>																										
<p>(平面交差又は接続)</p> <p>第二十七条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならない。</p> <p>2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造とするものとする。</p>	<p>二十七 平面交差又は接続</p> <p>イ 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させないこと。</p> <p>ロ 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とすること。</p>	<p>(平面交差又は接続)</p>																									

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>3 屈折車線又は変速車線を設ける場合には、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。</p> <p>5 屈折車線又は変速車線を設ける場合には、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。</p>	<p>ハ 屈折車線又は変速車線を設ける場合には、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級、第二級又は第三級の普通道路及び第四種の小型道路にあつては、当該道路の区分に応じ、規則で定める幅員まで縮小することができること。</p> <p>ニ 屈折車線及び変速車線の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員を標準とすること。</p> <p>ホ 屈折車線又は変速車線を設ける場合には、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをすること。</p>	<p>第二十二条 条例別表第一第二十七号ハの規則で定める幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルとし、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルとし、第四種の小型道路にあつては二・五メートルとする。</p> <p>2 条例別表第一第二十七号ニの規則で定める幅員は、普通道路にあつては三メートルとし、小型道路にあつては二・五メートルとする。</p>
<p>(立体交差)</p> <p>第二十八条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。</p> <p>3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。</p> <p>4 連結路については、第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十号まで、第二十二号及び第二十五号の規定は、適用しない。</p>	<p>二十八 立体交差</p> <p>イ 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とすること。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>ロ 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とすること。</p> <p>ハ 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（ニにおいて「連結路」という。）を設けること。</p> <p>ニ 連結路については、第二号から第五号まで、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号及び第二十五号並びに令第十二条の規定は、適用しないこと。</p>	

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則																																
<p>(鉄道等との平面交差)</p> <p>第二十九条 道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 交差角は、四十五度以上とすること。</p> <p>二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量がきわめて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。</p> <p>三 見とおし区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見とおすことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="210 1299 745 1745"> <thead> <tr> <th>踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>見とおし区間の長さ（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>五〇未満</td><td>一一〇</td></tr> <tr><td>五〇以上七〇未満</td><td>一六〇</td></tr> <tr><td>七〇以上八〇未満</td><td>二〇〇</td></tr> <tr><td>八〇以上九〇未満</td><td>二三〇</td></tr> <tr><td>九〇以上一〇〇未満</td><td>二六〇</td></tr> <tr><td>一〇〇以上一一〇未満</td><td>三〇〇</td></tr> <tr><td>一一〇以上</td><td>三五〇</td></tr> </tbody> </table>	踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）	見とおし区間の長さ（単位 メートル）	五〇未満	一一〇	五〇以上七〇未満	一六〇	七〇以上八〇未満	二〇〇	八〇以上九〇未満	二三〇	九〇以上一〇〇未満	二六〇	一〇〇以上一一〇未満	三〇〇	一一〇以上	三五〇	<p>二十九 鉄道等との平面交差</p> <p>道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道と同一平面で交差する場合には、当該道路は、規則で定める構造とすること。</p> <p>三十 待避所</p> <p>第三種第四級又は第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>イ 待避所相互間の距離は、規則で定める距離を標準とすること。</p> <p>ロ 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>ハ 待避所の長さは、規則で定める長さを標準とし、その区間の車道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。</p> <p>三十一 交通安全施設</p> <p>交通事故の防止を図るため必要がある場合には、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>	<p>(鉄道等との平面交差)</p> <p>第二十三条 条例別表第一第二十九号の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 交差角は、四十五度以上とすること。</p> <p>二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。</p> <p>三 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の踏切道における鉄道等の車両の最高速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の見通し区間の長さの欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1423 1371 1953 1816"> <thead> <tr> <th>踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）</th> <th>見通し区間の長さ（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>五〇未満</td><td>一一〇</td></tr> <tr><td>五〇以上七〇未満</td><td>一六〇</td></tr> <tr><td>七〇以上八〇未満</td><td>二〇〇</td></tr> <tr><td>八〇以上九〇未満</td><td>二三〇</td></tr> <tr><td>九〇以上一〇〇未満</td><td>二六〇</td></tr> <tr><td>一〇〇以上一一〇未満</td><td>三〇〇</td></tr> <tr><td>一一〇以上</td><td>三五〇</td></tr> </tbody> </table> <p>(待避所)</p> <p>第二十四条 条例別表第一第三十号イの規則で定める距離は、二百メートルとする。</p> <p>2 条例別表第一第三十号ハの規則で定める長さは三十メートルとし、規則で定める幅員は五メートルとする。</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第二十五条 条例別表第一第三十一号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 駒止</p> <p>二 道路標識</p> <p>三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）</p> <p>四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p>	踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）	五〇未満	一一〇	五〇以上七〇未満	一六〇	七〇以上八〇未満	二〇〇	八〇以上九〇未満	二三〇	九〇以上一〇〇未満	二六〇	一〇〇以上一一〇未満	三〇〇	一一〇以上	三五〇
踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）	見とおし区間の長さ（単位 メートル）																																	
五〇未満	一一〇																																	
五〇以上七〇未満	一六〇																																	
七〇以上八〇未満	二〇〇																																	
八〇以上九〇未満	二三〇																																	
九〇以上一〇〇未満	二六〇																																	
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇																																	
一一〇以上	三五〇																																	
踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）																																	
五〇未満	一一〇																																	
五〇以上七〇未満	一六〇																																	
七〇以上八〇未満	二〇〇																																	
八〇以上九〇未満	二三〇																																	
九〇以上一〇〇未満	二六〇																																	
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇																																	
一一〇以上	三五〇																																	
<p>(待避所)</p> <p>第三十条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。</p> <p>二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、五メートル以上とすること。</p>	<p>三十一 交通安全施設</p> <p>交通事故の防止を図るため必要がある場合には、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第二十五条 条例別表第一第三十一号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 駒止</p> <p>二 道路標識</p> <p>三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）</p> <p>四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p>																																
<p>(交通安全施設)</p> <p>第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合には、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>—規則—</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第三条 令第三十一条の国土交通省令で定</p>	<p>第三十一条 交通安全施設</p> <p>交通事故の防止を図るため必要がある場合には、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第二十五条 条例別表第一第三十一号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 駒止</p> <p>二 道路標識</p> <p>三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）</p> <p>四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p>																																

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 駒止</p> <p>二 道路標識</p> <p>三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）</p> <p>四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p>		
<p>(凸部、狭窄部等)</p> <p>第三十一条の二 主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。</p>	<p>三十二 凸部、狭窄部等</p> <p>第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けること。</p>	
<p>(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)</p> <p>第三十一条の三 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。</p>	<p>三十三 乗合自動車の停留所等に設ける交通島</p> <p>自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けること。</p>	
<p>(自動車駐車場等)</p> <p>第三十二条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>三十四 自動車駐車場等</p> <p>安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>	
<p>(防雪施設その他の防護施設)</p> <p>第三十三条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>—規則—</p> <p>(防雪施設)</p> <p>第四条 令第三十三条第一項の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 吹きだまり防止施設</p> <p>二 なだれ防止施設</p> <p>2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。</p> <p>(トンネル)</p> <p>第三十四条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。</p> <p>2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。</p> <p>3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合に</p>	<p>三十五 防雪施設その他の防護施設</p> <p>イ 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p> <p>ロ イに規定する場合を除くほか、落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けること。</p> <p>三十六 トンネル</p> <p>イ トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けること。</p> <p>ロ トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けること。</p> <p>ハ トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれが</p>	<p>(防雪施設その他の防護施設)</p> <p>第二十六条 条例別表第一第三十五号イの規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 吹きだまり防止施設</p> <p>二 雪崩防止施設</p>

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。</p>	<p>ある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けること。</p>	
<p>(橋、高架の道路等)</p> <p>第三十五条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。</p> <p>2 橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。</p> <p>3 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>—規則—</p> <p>(橋、高架の道路等)</p> <p>第五条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。</p>	<p>三十七 橋、高架の道路等</p> <p>橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とすること。</p>	
<p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第三十六条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定(第八条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第三十三条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>三十八 附帯工事等の特例</p> <p>道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第二号から前号までの規定(第五号、第十三号、第十四号、第二十四号、第二十六号、第三十一号及び第三十五号を除く。)並びに令第四条及び第十二条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができること。</p>	
<p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条、第六条第一項、第四項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十条の二第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二條第二項、第二十三条第三項、第二十七条第三項、第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分</p>	<p>三十九 区分が変更される道路の特例</p> <p>県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第二号、第三号イ、ニ及びヘ、第五号ロからホまで、チ及びヌ、第六号イ、第九号ハ、第十号イ、ロ及びニ、第十二号イ、第十三号イ、第十六号、第十七号、第十八号イ、第二十号、第二十二号ロ、第二十三号ハ、第二十七号ハ、第三十号並びに第三十二号並びに令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。</p>	

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>の区分とみなす。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書、第十一条第四項ただし書並びに第十二条中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と読み替えるものとする。</p>		
<p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第九条の二第三項、第九条の三、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二号まで、第二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第八条第二項、第九条、第九条の二第三項、第九条の三、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>四十 小区間改築の場合の特例</p> <p>イ 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（ロに規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第二号、第三号ニからへまで、第四号、第六号、第七号、第八号ハ、第九号ロ及びハ、第十号ハ及びニ、第十二号ロ及びハ、第十五号から第二十二号まで、第二十三号ハ並びに第二十五号の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができること。</p> <p>ロ 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第二号、第三号ニからへまで、第四号、第五号ロ、第六号、第七号、第八号ハ、第九号ロ及びハ、第十号ハ及びニ、第十二号ロ及びハ、第十九号イ、第二十一号ロ、第二十三号ハ、次号イ及びロ並びに第四十二号イの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができること。</p>	
<p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第三十九条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。</p> <p>2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。</p>	<p>四十一 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路</p> <p>イ 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。</p> <p>ロ 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、規則で定める幅員以上の側方余裕を確保するための部分を設けること。</p>	<p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第二十七条 条例別表第一第四十一号イ本文の規則で定める幅員は、自転車専用道路にあつては三メートルとし、自転車歩行者専用道路にあつては四メートルとする。</p> <p>2 条例別表第一第四十一号イただし書の規定による幅員の縮小は、二・五メートルまでの縮小とする。</p> <p>3 条例別表第一第四十一号ロの規則で定める幅員は、〇・五メートルとする。</p>

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。 次の図（略）</p> <p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。</p> <p>6 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第三十七条まで及び前条第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第十一条の二を除く。）は、適用しない。</p>	<p>ハ 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>ニ 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならないこと。</p> <p>ホ 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第二号から第三十九号まで及び前号イ並びに令第三条から第四条まで、第十二条、第三十五条第二項から第四項までの規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第十一号を除く。）は、適用しないこと。</p>	
<p>（歩行者専用道路）</p> <p>第四十条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。 次の図（略）</p> <p>4 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。</p> <p>5 歩行者専用道路については、第三条から第十一条まで、第十一条の三から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>四十二 歩行者専用道路</p> <p>イ 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、規則で定める幅員以上とすること。</p> <p>ロ 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>ハ 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならないこと。</p> <p>ニ 歩行者専用道路については、第二号から第十号まで、第十二号から第三十九号まで及び第四十号イ並びに令第三条から第四条まで、第十二条、第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しないこと。</p>	<p>（歩行者専用道路）</p> <p>第二十八条 条例別表第一第四十二号イの規則で定める幅員は、二メートルとする。</p>
<p>（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術</p>	<p>四十三 特別の事情を有する場合の特例</p> <p><u>沿道の状況、当該道路の存する地形の状況その他の特別の事情（ハにおいて「特別の事情」という。）がある場合において、第二号から前号までに掲げる基準に適合させることが著しく困難であると認められるときは、当該基準は、適用しないことができること。</u></p> <p><u>この場合においては、次のイからハまでに定めるところによること。</u></p> <p>イ <u>安全かつ円滑な交通を確保するため必要な措置を講ずること。</u></p> <p>ロ <u>第二号から前号までに掲げる基準に準じた構造とするよう努めること。</u></p> <p>ハ <u>特別の事情が解消した場合には、遅滞なく、第二号から前号までに掲げる基準に適合する構造とすること。</u></p>	

道路構造令・同施行規則	条 例	施 行 規 則
<p>的基準等)</p> <p>第四十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第三十九条第四項並びに前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。</p>		

道路標識の寸法の基準

1 体系

◎道路法 (昭和二十七年六月十日法律第百八十号)	
(道路標識等の設置)	
第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。	
2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。	
3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。	
-内閣府令・国土交通省令-	
(条例で寸法を定める道路標識)	
第三条の二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）とする。	

国 道	県 道
◇道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 昭和三十五年十二月十七日 総理府・建設省令第三号	○埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例 平成二十四年十二月二十五日 埼玉県条例第七十号 ◇埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則 平成二十四年十二月二十五日 埼玉県規則第八十一号

2 基準

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	条 例	施 行 規 則
(趣旨)	(趣旨) 第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（中略）第四十五条第三項の規定に基づき（中略）県が管理する県道に設ける道路標識の寸法について定める（中略）ものとする。	
(様式) 第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。	(道路標識の寸法の基準) 第三条 道路法第四十五条第三項に規定する道路標識の寸法は、別表第二に定めるとおりとする。	
附 則 この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。	附 則 この条例は、公布の日（平成二十四年十二月二十五日）から施行する。	附 則 この規則は、公布の日（平成二十四年十二月二十五日）から施行する。
別表第二（第三条関係）	別表第二（第三条関係）	

案内標識

柱の規格	市町村 (101)	都府県 (102-A)
	都府県 (102-B)	入口の方向 (103-A)
	入口の方向 (103-B)	入口の予告 (104)
方面、方向及び距離 (105-A)	方面、方向及び距離 (105-B)	方面、方向及び距離 (105-C)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

条 例

施 行 規 則

方面及び距離 (106-A)	方面及び距離 (106-B)	方面及び距離 (106-C)
方面及び車線 (107-A)	方面及び車線 (107-B)	方面及び方向 の予告 (108-A)
方面及び方向 の予告 (108-B)	方面及び方向 (108の2-A)	方面及び方向 (108の2-B)
方面及び方向 (108の2-C)	方面及び方向 (108の2-D)	方面及び方向 (108の2-E)
方面、方向及 び道路の 通称名の予告 (108の3)	方面、方向及 び道路の通称 名 (108の4)	出口の予告 (109)
方面及び出口 の予告 (110-A)	方面及び出口 の予告 (110-B)	方面、車線及 び出口の予告 (111-A)
方面、車線及 び出口の予告 (111-B)	方面及び出口 (112-A)	方面及び出口 (112-B)
出口 (113-A)	出口 (113-B)	著名地点 (114-A)
著名地点 (114-B)	著名地点 (114-C)	主要地点 (114の2-A)
主要地点 (114の2-B)	料金徴収所 (115)	サービス・エ リアの予告 (116-A)
サービス・エ リアの予告 (116-A)	サービス・エ リアの予告 (116-B)	サービス・エ リア (116の2-A)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

条 例

施 行 規 則

サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-B)	非常電話 (116の2)
待避所 (116の3)	非常駐車帯 (116の4)	駐車場 (117-A)
駐車場 (117-B)	登坂車線 (117の2-A)	登坂車線 (117の2-B)
国道番号 (118-A)	国道番号 (118-B)	国道番号 (118-C)
都道府県道番号 (118の2-A)	都道府県道番号 (118の2-B)	都道府県道番号 (118の2-C)
総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)
高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)
道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)
道路の通称名 (119-D)	まわり道 (120-A)	まわり道 (120-B)
エレベーター (121-A)	エレベーター (121-B)	エレベーター (121-C)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

条 例

施 行 規 則

エスカレーター (122-A)	エスカレーター (122-B)	エスカレーター (122-C)
傾斜路 (123-A)	傾斜路 (123-B)	傾斜路 (123-C)
乗合自動車停 留所 (124-A)	乗合自動車停 留所 (124-B)	乗合自動車停 留所 (124-C)
路面電車停留 場 (125-A)	路面電車停留 場 (125-B)	路面電車停留 場 (125-C)
便所 (126-A)	便所 (126-B)	便所 (126-C)

警戒標識

	本標識板及び 柱の規格	十形道路交差 点あり (201-A)	十形 (又はT 形) 道路交差 点あり (201-B)	
			T形道路交差 点あり (201-C)	Y形道路交差 点あり (201-D)
			ロータリーあ り (201の2)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)
			右 (又は左) 方屈折あり (203)	右 (又は左) 背向屈曲あり (204)
				右 (又は左) 背向屈折あり (205)
右 (又は左) つづら折りあ り (206)		踏切あり (207-A)	踏切あり (207-B)	

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

条 例

施 行 規 則

学校、幼稚園、 保育所等あり (208)	信号機あり (208の2)	すべりやすい (209)
落石のおそれ あり (209の2)	路面凹凸あり (209の3)	合流交通あり (210)
車線数減少 (211)	幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)
上り急勾配あ り (212の3)	下り急勾配あ り (212の4)	道路工事中 (213)
横風注意 (214)	動物が飛び出 すおそれあり (214の2)	その他の危険 (215)

規制標識
(略)

—

指示標識
(略)

—

補助標識

補助標識板 及び柱の規 格	距離・区域 (501)	通学路 (508)
	この先100m ここから50m 市内全域	通学路
	踏切注意 (509 の2)	横風注意 (509 の3)
	踏切注意	横風注意
	動物注意 (509 の4)	注意 (509の 5)
	動物注意	注 意
注意事項 (510)	方向 (511)	地名 (512)
路 肩 転 し 安全速度 30 (30×30)		小諸市 本町
始点 (513)	終点 (514)	
始 点	終 点	

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	条 例	施 行 規 則
※ 補助標識が附置される本標識が規制標識、指示標識のもの（略）		
備考 一 本標識板（本標識の表示板をいう。）		
(一) 表示 (略)	—	
(二) 寸法 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。）以下この備考において同じ。）を基準とする。 2 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。 3 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。 4 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。 5 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。 6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号(118-A)」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。 7 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。 8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。 9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。 10 「車両進入禁止」を表示する規制標識の標示板については、横の直径が縦の直径の1.5倍以下である長円形の曲板を用いることができる。	二 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法 前号に定めるもののほか、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、交通量、当該道路の存する地域の状況、市街化の状況その他の事情を勘案し、規則で定める寸法とすること。	(標識の寸法) 第三十条 条例別表第二第二号の規則で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二に規定する基準の例によることとする。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	条 例	施 行 規 則								
(三) 色彩 (略)	—									
(四) 文字の形 (略)	—									
<p>(五) 文字等の大きさ等</p> <p>2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <table border="1" data-bbox="220 1003 730 1205"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位 キロメートル毎時）</th> <th>文字の大きさ（単位 センチメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70 以上</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>40、50 又は 60</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30 以下</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。</p> <p>3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。</p> <p>4 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。</p> <p>5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。</p> <p>6 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。</p> <p>7 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。</p> <p>8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。</p> <p>(1) 案内標識</p> <p>縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわ</p>	設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）	70 以上	30	40、50 又は 60	20	30 以下	10	<p>一 案内標識（自動車専用道路以外の道路に設置される案内標識のうち、規則で定めるものに限る。）の文字の寸法</p> <p><u>次に掲げる寸法を標準とすること。</u></p> <p><u>イ 二車線の道路に設置する場合において</u> <u>は、三十センチメートルとすること。</u></p> <p><u>ロ 四車線の道路に設置する場合において</u> <u>は、四十センチメートルとすること。</u></p> <p><u>ハ イ及びロの規定にかかわらず、ローマ字で表示する部分の寸法にあっては、イ又はロに規定する寸法の二分の一とすること。</u></p> <p>二 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法（再掲）</p> <p>前号に定めるもののほか、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、交通量、当該道路の存する地域の状況、市街化の状況その他の事情を勘案し、規則で定める寸法とすること。</p>	<p>(規則で定める案内標識)</p> <p>第二十九条 条例別表第二第一号の規則で定める案内標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）別表第一に規定する案内標識のうち、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>一 方面、方向及び距離</p> <p>二 方面及び距離</p> <p>三 方面及び方向の予告</p> <p>四 方面及び方向</p> <p>五 方面、方向及び道路の通称名の予告</p> <p>六 方面、方向及び道路の通称名</p> <p>(標識の寸法)</p> <p>第三十条 条例別表第二第二号の規則で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二に規定する基準の例によることとする。</p>
設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）									
70 以上	30									
40、50 又は 60	20									
30 以下	10									

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	条 例	施 行 規 則
<p>り道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「国道番号（118-A）」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「国道番号（118-B・C）」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。</p> <p>(2) 警戒標識 縁及び縁線は、12ミリメートルとする。</p>		
<p>(六) 車両の種類 (略)</p>	-	
<p>二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）</p>		
<p>(一) 表示 (略)</p>	-	
<p>(二) 寸法</p> <p>1 図示の寸法を基準とする。 2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。</p>	<p>二 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法（再掲）</p> <p>前号に定めるもののほか、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、交通量、当該道路の存する地域の状況、市街化の状況その他の事情を勘案し、規則で定める寸法とすること。</p>	<p>(標識の寸法)</p> <p>第三十条 条例別表第二第二号の規則で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二に規定する基準の例によることとする。</p>
<p>(三) 色彩 (略)</p>	-	
<p>(四) 文字の形 (略)</p>	-	
<p>(五) 車両の種類 (略)</p>	-	
<p>三 柱 (略)</p>	-	
<p>四 その他 (略)</p>	-	
	<p>三 特別の事情を有する場合の特例 沿道の状況、道路の構造その他特別の事情（ロにおいて「特別の事情」という。）がある場合において、第一号又は前号に定める寸法とすることが著しく困難であると認められるときは、当該寸法以外の寸法とすることができること。この場合においては、次のイ及びロに定めるところによること。 イ 安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないよう配慮した寸法とすること。 ロ 特別の事情が解消した場合には、遅滞なく、第一号又は前号に定める寸法とすること。</p>	

道路移動等円滑化基準

1 体系

◎高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年六月二十一日法律第九十一号)	
(道路管理者の基準適合義務等)	
第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。	
2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。	
3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。	
4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
5 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。	

国 道	県 道
◇移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 平成十八年十二月十九日 国土交通省令第百十六号	○埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例 平成二十四年十二月二十五日 埼玉県条例第七十号 ◇埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則 平成二十四年十二月二十五日 埼玉県規則第八十一号 ◇埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則 平成七年十月一日 埼玉県規則第八十二号 ※ただし、第十二条に規定する整備基準のうち、公共交通機関の施設（乗降場に係る部分に限る。）及び道路に係る部分に限る。

2 基準

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則
第一章 総則 (趣旨) 第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道にあっては法第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準）を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、（中略）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項の規定に基づき特定道路（県が管理する県道に限る。）を新設し、又は改築する場合における当該特定道路の道路移動等円滑化基準について定めるものとする。	
	(道路移動等円滑化基準) 第四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準は、別表第三に定めるもののほか、 <u>埼玉県福祉のまちづくり条例（平成七年埼玉県条例第十一号）第十二条に規定する整備基準（公共交通機関の施設（乗降場に係る部分に限る。）及び道路に係る部分に限る。）をもって道路移動等円滑化基準とみなす。</u>	
附 則 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。	附 則 この条例は、公布の日（平成二十四年十二月二十五日）から施行する。	附 則 この規則は、公布の日（平成二十四年十二月二十五日）から施行する。
	別表第三（第四条関係）	(道路移動等円滑化基準) 第三十一条 条例別表第三の規定により規則で定める事項は、別表のとおりとする。 別表（第三十一条関係）

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則								
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この省令における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条（第四号及び第十三号に限る。）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。</p> <p>二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。</p> <p>三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。</p>										
第二章 歩道等	一 歩道等（歩道又は自転車歩行者道をいう。以下この表において同じ。）									
<p>(歩道)</p> <p>第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p>	イ 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること。									
<p>(有効幅員)</p> <p>第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	ロ 歩道等の有効幅員は、別表第一第九号及び第十号の規定並びに当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。									
<p>(舗装)</p> <p>第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p>	<p>ハ 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>—福祉のまちづくり条例施行規則— 第五号イ (3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんで水はけの良いものとする。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>									
<p>(勾配)</p> <p>第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p>	ニ 歩道等の縦断勾配は、規則で定める値以下とすること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1388 2620 1444 2733">項</th> <th data-bbox="1444 2620 1551 2733">条例別表第三の規定</th> <th data-bbox="1551 2620 1730 2733">項 目</th> <th data-bbox="1730 2620 1955 2733">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1388 2733 1444 2810">1</td> <td data-bbox="1444 2733 1551 2810">第一号ニ</td> <td data-bbox="1551 2733 1730 2810">歩道等の縦断勾配</td> <td data-bbox="1730 2733 1955 2810">五パーセント。ただし、地形の状況</td> </tr> </tbody> </table>	項	条例別表第三の規定	項 目	内 容	1	第一号ニ	歩道等の縦断勾配	五パーセント。ただし、地形の状況
項	条例別表第三の規定	項 目	内 容							
1	第一号ニ	歩道等の縦断勾配	五パーセント。ただし、地形の状況							

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則			
<p>2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">－福祉のまちづくり条例施行規則－ 第五号イ</p> <p>(5) 歩道等の横断こう配は、車両乗入れ部を除き一パーセント(道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント)以下とすること。</p>				その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント
<p>(歩道等と車道等の分離)</p> <p>第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。</p> <p>2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。</p>	<p>ホ 歩道等と車道等(車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩をいう。以下同じ。)の分離の基準は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。</p> <p>(2) 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、規則で定める高さ以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>(3) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に植樹ます、並木若しくは柵を設けること。</p>				
<p>(高さ)</p> <p>第八条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。</p>	<p>ヘ 歩道等の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、規則で定める高さを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p>	2	第一号 ホ(2)	歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さ	十五センチメートル
<p>(横断歩道に接続する歩道等の部分)</p> <p>第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。</p> <p>2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。</p>	<p style="text-align: center;">－福祉のまちづくり条例施行規則－ 第五号イ</p> <p>(6) 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段差は、二センチメートルを標準とすること。</p> <p style="text-align: center;">－福祉のまちづくり条例施行規則－ 第五号イ</p> <p>(7) 横断歩道に接続する歩道等の部分には、車いす使用者が円滑に転回できるよう平たんな部分を設けること。</p>	3	第一号 ヘ(1)	歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さ	五センチメートル

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則				
<p>(車両乗入れ部)</p> <p>第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。</p>						
<p>第三章 立体横断施設</p>	<p>二 立体横断施設</p>					
<p>(立体横断施設)</p> <p>第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。</p> <p>2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。</p>	<p>イ 立体横断施設を設ける場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（(2)及び(3)において「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>(3) (2)に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。</p>					
<p>(エレベーター)</p> <p>第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 かごの内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とすること。</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。</p> <p>三 かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。</p>	<p>ロ エレベーターの構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) かごの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅は、規則で定める値以上とすること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1388 1644 1446 2813" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4</td> <td data-bbox="1446 1644 1551 2813"> <p>第二号ロ(1)(1)</p> </td> <td data-bbox="1551 1644 1730 2813"> <p>エレベーターのかごの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅</p> </td> <td data-bbox="1730 1644 1955 2813"> <p>イ かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）かごの内法幅は一・四メートル、内法奥行きは一・三五メートル、かご及び昇降路の出入口の有効幅は八十センチメートル</p> <p>ロ イのエレベーター以外のもの内法幅及び内法奥行きは一・五メートル、かご及び</p> </td> </tr> </table>	4	<p>第二号ロ(1)(1)</p>	<p>エレベーターのかごの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅</p>	<p>イ かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）かごの内法幅は一・四メートル、内法奥行きは一・三五メートル、かご及び昇降路の出入口の有効幅は八十センチメートル</p> <p>ロ イのエレベーター以外のもの内法幅及び内法奥行きは一・五メートル、かご及び</p>
4	<p>第二号ロ(1)(1)</p>	<p>エレベーターのかごの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅</p>	<p>イ かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）かごの内法幅は一・四メートル、内法奥行きは一・三五メートル、かご及び昇降路の出入口の有効幅は八十センチメートル</p> <p>ロ イのエレベーター以外のもの内法幅及び内法奥行きは一・五メートル、かご及び</p>			

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則											
<p>四 かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。</p> <p>五 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>六 かご内に手すりを設けること。</p> <p>七 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>八 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>九 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>十 かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>十一 かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p> <p>十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。</p> <p>十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>	<p>(2) かご内に、車椅子を使用している者(以下この号及び第五号において「車椅子使用者」という。)が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、次に掲げる基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。</p> <p>(一) かごの出入口が複数あること。</p> <p>(二) 車椅子使用者が円滑に乗降できる構造であること(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)</p> <p>(三) (1)で定める寸法以上であること。</p> <p>(3) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>(4) かご内に手すりを設けること。</p> <p>(5) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(7) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(8) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>(9) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p> <p>(10) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、規則で定める値以上とすること。</p> <p>(11) 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>昇降路の出入口の有効幅は九十センチメートル</td> </tr> </table>				昇降路の出入口の有効幅は九十センチメートル		<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>第二号ロ(10)</td> <td>エレベーターの乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行き</td> <td>有効幅及び有効奥行きは一・五メートル</td> </tr> </table>	5	第二号ロ(10)	エレベーターの乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行き	有効幅及び有効奥行きは一・五メートル	
			昇降路の出入口の有効幅は九十センチメートル										
5	第二号ロ(10)	エレベーターの乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行き	有効幅及び有効奥行きは一・五メートル										
<p>(傾斜路)</p> <p>第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設</p>	<p>ハ 傾斜路(その踊場を含む。以下この号において同じ。)の構造は、次のとおりとする</p>												

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則
--------------------------------	-----	---------

ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。
- 二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
- 三 横断勾配は、設けないこと。
- 四 二段式の手すりを両側に設けること。
- 五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- 八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。
- 十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

- こと。
- (1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小できる。
 - (2) 縦断勾配は規則で定める値以下とし、横断勾配は設けないこと。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、当該縦断勾配の値を超える値とすることができる。
 - (3) 二段式の手すりを両側に設けるとともに、手すりの端部付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - (4) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - (5) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
 - (6) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
 - (7) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が規則で定める値以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - (8) 規則で定める高さを超える傾斜路にあっては、規則で定める踏み幅以上の踊場を設けること。

6	第二号ハ(1)本文	傾斜路の有効幅員	二メートル
7	第二号ハ(1)ただし書	傾斜路の幅員を縮小する場合の有効幅員	一メートルまでの縮小とすること。

8	第二号ハ(2)	傾斜路の縦断勾配	五パーセント
---	---------	----------	--------

9	第二号ハ(7)	傾斜路の下面と歩道等の路面との間隔	二・五メートル
---	---------	-------------------	---------

10	第二号ハ(8)	傾斜路の高さ及び踊場の踏み幅	高さは七十五センチメートル、踏み幅は高さ七十五センチメートル以内ごとに一・五メートル
----	---------	----------------	--------------------------------------------

(エスカレーター)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- 一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- 五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

- ニ エスカレーターの構造は、次のとおりとすること。
- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
 - (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとし、その構造にあっては、昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。
 - (3) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比及びくし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界及びくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則
--------------------------------	-----	---------

<p>六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。</p> <p>七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。</p>	<p>(4) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。</p> <p>(5) 踏み段の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、規則で定めるところにより、当該有効幅を縮小することができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1348 448 1444 566">11</td> <td data-bbox="1444 448 1549 566">第二号ニ(5)本文</td> <td data-bbox="1549 448 1749 566">エスカレーターの踏み段の有効幅</td> <td data-bbox="1749 448 1980 566">一メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1348 566 1444 724">12</td> <td data-bbox="1444 566 1549 724">第二号ニ(5)ただし書</td> <td data-bbox="1549 566 1749 724">エスカレーターの踏み段を縮小する場合の有効幅</td> <td data-bbox="1749 566 1980 724">六十センチメートルまでの縮小とすること。</td> </tr> </table>	11	第二号ニ(5)本文	エスカレーターの踏み段の有効幅	一メートル	12	第二号ニ(5)ただし書	エスカレーターの踏み段を縮小する場合の有効幅	六十センチメートルまでの縮小とすること。
11	第二号ニ(5)本文	エスカレーターの踏み段の有効幅	一メートル							
12	第二号ニ(5)ただし書	エスカレーターの踏み段を縮小する場合の有効幅	六十センチメートルまでの縮小とすること。							

<p>(通路)</p> <p>第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>三 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>六 通路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>	<p>ホ 通路の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>(2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 二段式の手すりを両側に設けるとともに、当該手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(4) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(5) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1348 952 1444 1035">13</td> <td data-bbox="1444 952 1549 1035">第二号ホ(1)</td> <td data-bbox="1549 952 1749 1035">通路の有効幅員</td> <td data-bbox="1749 952 1980 1035">二メートル</td> </tr> </table>	13	第二号ホ(1)	通路の有効幅員	二メートル
13	第二号ホ(1)	通路の有効幅員	二メートル			

<p>(階段)</p> <p>第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。</p> <p>二 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>	<p>へ 階段（その踊場を含む。以下この号において同じ。）の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。</p> <p>(2) 二段式の手すりを両側に設けるとともに、当該手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(3) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1348 1985 1444 2068">14</td> <td data-bbox="1444 1985 1549 2068">第二号へ(1)</td> <td data-bbox="1549 1985 1749 2068">階段の有効幅員</td> <td data-bbox="1749 1985 1980 2068">一・五メートル</td> </tr> </table>	14	第二号へ(1)	階段の有効幅員	一・五メートル
14	第二号へ(1)	階段の有効幅員	一・五メートル			

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則												
<p>八 階段の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。</p> <p>十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。</p> <p>十一 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては一・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>	<p>と。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>(8) 階段の下面と歩道等の路面との間が規則で定める距離以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>(9) 規則で定める高さを超える階段にあつては、その途中に踊場を設けること。</p> <p>(10) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては規則で定める幅以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1388 486 1444 605">15</td> <td data-bbox="1444 486 1551 605">第二号 へ(8)</td> <td data-bbox="1551 486 1749 605">階段の下面と歩道等の路面との間隔</td> <td data-bbox="1749 486 1955 605">二・五メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1388 724 1444 804">16</td> <td data-bbox="1444 724 1551 804">第二号 へ(9)</td> <td data-bbox="1551 724 1749 804">階段の高さ</td> <td data-bbox="1749 724 1955 804">三メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1388 842 1444 923">17</td> <td data-bbox="1444 842 1551 923">第二号 へ(10)</td> <td data-bbox="1551 842 1749 923">階段の踊場の踏み幅</td> <td data-bbox="1749 842 1955 923">一・二メートル</td> </tr> </table>	15	第二号 へ(8)	階段の下面と歩道等の路面との間隔	二・五メートル	16	第二号 へ(9)	階段の高さ	三メートル	17	第二号 へ(10)	階段の踊場の踏み幅	一・二メートル
15	第二号 へ(8)	階段の下面と歩道等の路面との間隔	二・五メートル											
16	第二号 へ(9)	階段の高さ	三メートル											
17	第二号 へ(10)	階段の踊場の踏み幅	一・二メートル											
<p>第四章 乗合自動車停留所</p>	<p>三 乗合自動車停留所</p>													
<p>(高さ)</p> <p>第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。</p>	<p>イ 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、規則で定める高さを標準とすること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1388 1139 1444 1377">18</td> <td data-bbox="1444 1139 1551 1377">第三号 イ</td> <td data-bbox="1551 1139 1732 1377">乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ</td> <td data-bbox="1732 1139 1955 1377">十五センチメートル</td> </tr> </table>	18	第三号 イ	乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ	十五センチメートル								
18	第三号 イ	乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ	十五センチメートル											
<p>(ベンチ及び上屋)</p> <p>第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>ロ 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>													
<p>第五章 路面電車停留場等</p>	<p>四 路面電車停留場等</p>													
<p>(乗降場)</p> <p>第十九条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル以上とし、片側を使用するものにあつては一・五メートル以上とすること。</p> <p>二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。</p> <p>三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。</p>	<p>イ 路面電車停留場の乗降場の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。</p> <p>—福祉のまちづくり条例施行規則— 第三号リ(1) (四) プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>—福祉のまちづくり条例施行規則— 第三号リ(1) (三) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1388 1949 1444 2228">19</td> <td data-bbox="1444 1949 1551 2228">第四号 イ(1)</td> <td data-bbox="1551 1949 1732 2228">路面電車停留場の乗降場の有効幅員</td> <td data-bbox="1732 1949 1955 2228">乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル、片側を使用するものにあつては一・五メートル</td> </tr> </table>	19	第四号 イ(1)	路面電車停留場の乗降場の有効幅員	乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル、片側を使用するものにあつては一・五メートル								
19	第四号 イ(1)	路面電車停留場の乗降場の有効幅員	乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル、片側を使用するものにあつては一・五メートル											

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則				
<p>四 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>六 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側にさくを設けること。</p> <p>七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>—福祉のまちづくり条例施行規則— 第三号リ(1) (二) 排水のための横断こう配は、一パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>—福祉のまちづくり条例施行規則— 第三号リ(1) (一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。</p> <p>(3) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>					
<p>(傾斜路の勾配)</p> <p>第二十条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>二 横断勾配は、設けないこと。</p>	<p>ロ 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、第二号ハ(2)に掲げる基準に適合するものであること。</p>					
<p>(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)</p> <p>第二十一条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。</p>	<p>ハ 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。</p>					
<p>第六章 自動車駐車場</p>	<p>五 自動車駐車場</p>					
<p>(障害者用駐車施設)</p> <p>第二十二条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。</p> <p>2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。</p>	<p>イ 障害者用駐車施設（障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分をいう。以下この号において同じ。）の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 自動車駐車場には、障害者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 障害者用駐車施設の数、当該自動車駐車場の全駐車台数に依り、規則で定める規模ごとに規則で定める数以上とすること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1388 2570 1444 2599">20</td> <td data-bbox="1451 2377 1549 2451">第五号イ(2)</td> <td data-bbox="1556 2377 1745 2555">自動車駐車場の全駐車台数に応じた障害者用駐車施設の数</td> <td data-bbox="1751 2377 1955 2792">自動車駐車場の全駐車台数が二百台以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数、全駐車台数が二百台を超える場合にあっては当</td> </tr> </table>	20	第五号イ(2)	自動車駐車場の全駐車台数に応じた障害者用駐車施設の数	自動車駐車場の全駐車台数が二百台以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数、全駐車台数が二百台を超える場合にあっては当
20	第五号イ(2)	自動車駐車場の全駐車台数に応じた障害者用駐車施設の数	自動車駐車場の全駐車台数が二百台以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数、全駐車台数が二百台を超える場合にあっては当			

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則			
<p>3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。</p> <p>三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>(3) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(4) 障害者用駐車施設の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。</p> <p>(5) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>				<p>該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数</p>
<p>(障害者用停車施設)</p> <p>第二十三条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>ロ 障害者用停車施設（障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分をいう。以下この号において同じ。）の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者用停車施設を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行きは、規則で定める値以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(4) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	21	第五号イ(4)	障害者用駐車施設の有効幅	三・五メートル
<p>(出入口)</p> <p>第二十四条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p> <p>一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 車いす使用者が通過する際に支障となる段</p>	<p>ハ 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p> <p>(1) 有効幅は、規則で定める幅以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、規則で定める出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする。</p> <p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障とな</p>	22	第五号ロ(3)	車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行き	有効幅及び有効奥行きは一・五メートル
		23	第五号ハ(1)	自動車駐車場の歩行者の出入口の有効幅	九十センチメートル。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル
		24	第五号ハ(2)	戸を設ける出入口	有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則				
差を設けないこと。	る段差を設けないこと。					
<p>(通路)</p> <p>第二十五条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 有効幅員は、二メートル以上とすること。</p> <p>二 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p>	<p>ニ 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p>	<table border="1" data-bbox="1388 525 1955 647"> <tr> <td data-bbox="1388 525 1446 647">25</td> <td data-bbox="1446 525 1551 647">第五号 ニ(1)</td> <td data-bbox="1551 525 1751 647">障害者用駐車施設に係る通路の有効幅員</td> <td data-bbox="1751 525 1955 647">二メートル</td> </tr> </table>	25	第五号 ニ(1)	障害者用駐車施設に係る通路の有効幅員	二メートル
25	第五号 ニ(1)	障害者用駐車施設に係る通路の有効幅員	二メートル			
<p>(エレベーター)</p> <p>第二十六条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。</p> <p>3 第十二条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。</p> <p>4 第十二条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。</p>	<p>ホ 自動車駐車場のエレベーターの構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>(2) (1)のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、ニに規定する出入口に近接して設けること。</p> <p>(3) (1)のエレベーター（(2)のエレベーターを除く。）は、第二号ロ(1)及び(2)に掲げる構造とすること。</p> <p>(4) (2)のエレベーターは、第二号ロに掲げる構造とすること。</p>					
<p>(傾斜路)</p> <p>第二十七条 第十三条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。</p>	<p>へ ホ(1)ただし書の傾斜路は、第二号ハに掲げる構造とすること。</p>					
<p>(階段)</p> <p>第二十八条 第十六条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。</p>	<p>ト 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、第二号へに掲げる構造とすること。</p>					
<p>(屋根)</p> <p>第二十九条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十五条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。</p>	<p>チ 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及びニに規定する通路には、屋根を設けること。</p>					
<p>(便所)</p> <p>第三十条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p>	<p>リ 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p>					

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則
--------------------------------	-----	---------

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第三十一条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

一 第二十五条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に定める構造とするものとする。

一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが規則で定める高さ以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けることとし、当該小便器には、手すりを設けること。

(4) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の(一)又は(二)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(一) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(二) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(5) (4)(一)の便房を設ける便所の構造は、次のとおりとすること。

(一) 二に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、二(1)から(3)までに掲げる構造とすること。

(二) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(三) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(四) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(五) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(六) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(6) (4)(一)の便房の構造は、次のとおりとすること。

(一) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(二) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(三) 腰掛便座及び手すりを設けること。

26	第五号リ(3)	小便器の受け口の高さ	三十五センチメートル
----	---------	------------	------------

27	第五号リ(5)(二)	便所の出入口の有効幅	八十センチメートル
----	------------	------------	-----------

28	第五号リ(5)(五)	便所の出入口に設ける戸の有効幅	八十センチメートル
----	------------	-----------------	-----------

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則																
<p>四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。</p> <p>第三十二条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第三十条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>	<p>四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>五 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。</p> <p>六 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>七 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>七 (4) 二(四)の便所の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>一 二に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、二(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>二 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>四 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>五 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>六 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>七 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>八 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>29</td> <td>第五号リ(6)五</td> <td>便房の出入口の有効幅</td> <td>八十センチメートル</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>第五号リ(6)六</td> <td>便房の出入口に設ける戸の有効幅</td> <td>八十センチメートル</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>31</td> <td>第五号リ(7)二</td> <td>便所の出入口の有効幅</td> <td>八十センチメートル</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>32</td> <td>第五号リ(7)四</td> <td>便所の出入口に設ける戸の有効幅</td> <td>八十センチメートル</td> </tr> </table>	29	第五号リ(6)五	便房の出入口の有効幅	八十センチメートル	30	第五号リ(6)六	便房の出入口に設ける戸の有効幅	八十センチメートル	31	第五号リ(7)二	便所の出入口の有効幅	八十センチメートル	32	第五号リ(7)四	便所の出入口に設ける戸の有効幅	八十センチメートル
29	第五号リ(6)五	便房の出入口の有効幅	八十センチメートル															
30	第五号リ(6)六	便房の出入口に設ける戸の有効幅	八十センチメートル															
31	第五号リ(7)二	便所の出入口の有効幅	八十センチメートル															
32	第五号リ(7)四	便所の出入口に設ける戸の有効幅	八十センチメートル															
<p>第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等</p>	<p>六 移動等円滑化のために必要なその他の施設等</p>																	
<p>(案内標識)</p> <p>第三十三条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。</p> <p>2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p>	<p>—福祉のまちづくり条例施行規則— 第五号ハ</p> <p>(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>—福祉のまちづくり条例施行規則— 第五号ハ</p> <p>(2) (1)に定める案内標識には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p>																	
<p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p>	<p>イ 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。</p>																	

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	条 例	施 行 規 則
<p>第三十四条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p>2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。</p> <p>3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p>	<p>(1) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。</p> <p>(3) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p>	
<p>(休憩施設)</p> <p>第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>ロ 歩道等には、休憩施設として適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	
<p>(照明施設)</p> <p>第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	<p>ハ 照明施設の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	
<p>(防雪施設)</p> <p>第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。</p>	<p>ニ 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。</p>	

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則
<p>(整備基準)</p> <p>第二条 条例第十二条の規則で定める基準は、別表第一のとおりとする。</p> <p>別表第一 (第二条関係)</p> <p>三 公共交通機関の施設に関する整備基準</p> <p>リ 乗降場</p> <p>(1) 鉄道の駅のプラットホームは、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(二) 排水のための横断こう配は、一パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(三) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p>

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則

- (四) プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らであること。
 - (五) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合においては、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - (六) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車いすスペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。
 - (七) ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - (八) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれのない場合においては、この限りでない。
 - (九) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合においては、この限りでない。
 - (十) 照明設備を設けること。
- (2) 鉄道の駅以外の乗降場の基準は、(1)に定める基準を準用すること。

五 道路に関する整備基準

イ 歩道等

歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) 歩道の有効幅員は、二メートル以上とすること。
- (2) 自転車歩行者道の有効幅員は、三メートル以上とすること。
- (3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんで水はけの良いものとする。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (4) 歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の切下げ部のすりつけは、五パーセント（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、八パーセント）以下のこう配とすること。
- (5) 歩道等の横断こう配は、車両乗り入れ部を除き一パーセント（道路の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、二パーセント）以下とすること。
- (6) 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段差は、二センチメートルを標準とすること。
- (7) 横断歩道に接続する歩道等の部分には、車いす使用者が円滑に転回できるよう平たんな部分を設けること。
- (8) 歩道等と車道とは、工作物により明確に分離すること。
- (9) 排水溝に溝ぶたを設ける場合においては、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- (10) 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設と最寄りの鉄道の駅又は軌道若しくはバスの停留所とを結ぶ歩道その他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者を誘導するための線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設するよう努めること。

ロ 横断歩道

横断歩道においては、中央分離帯と車道とを同一の高さですりつけること。

ハ 案内標識

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- (2) (1)に定める案内標識には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

保水性舗装の試験施工

路面温度低減舗装の取り組み

埼玉県

1
2

[工事の目的]

都市においては、道路舗装やコンクリート構造物の蓄熱、冷房機の排気熱等により、都市の気温が高くなるヒートアイランド現象が発生し、この対策が求められています。

夏期の日差しが強い昼間などでは、道路の路面は、60℃程度まで上昇することがあり、舗装の中に熱を蓄えます。

この対策のひとつとして、道路の舗装に保水機能を持たせ、保水された水分が気化するときに奪う気化熱により、舗装表面の温度上昇を抑制する工法が注目されています。

そこで、本工事において、保水性舗装を試験的に施工し、施工の方法や効果を検証するものです。

[施工位置図]



[工事の概要]

場所：一般県道 飯能停車場線
飯能市仲町外

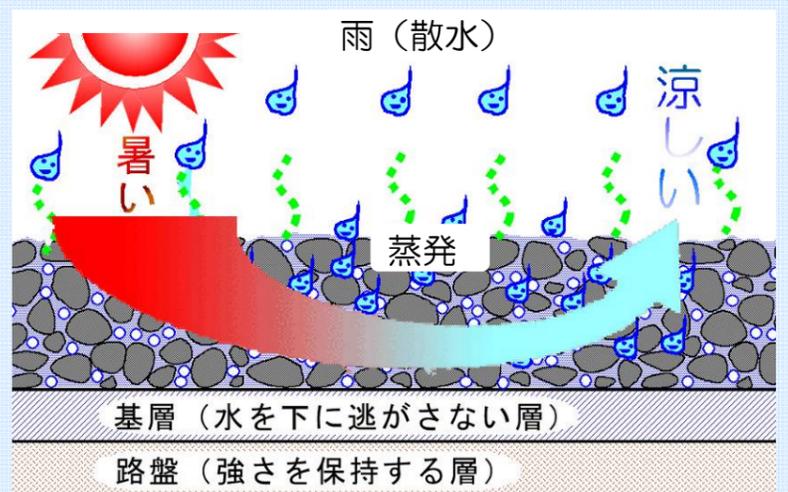
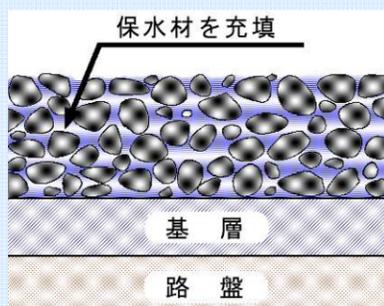
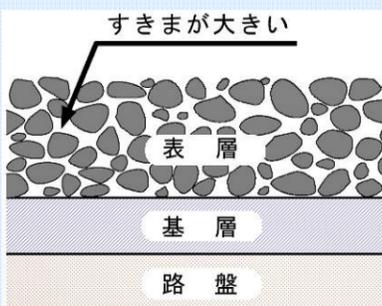
工事延長：L=150.0m

車道幅員：W=8.0m

沿線の状況：西武池袋線飯能駅の駅前通りであり、沿道には、百貨店や飲食店が立ち並び、繁華街となっています。

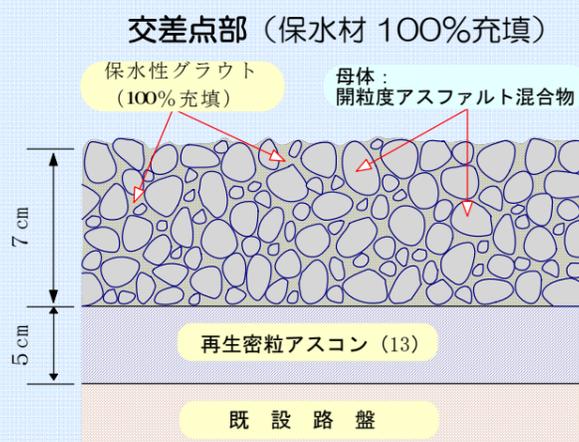
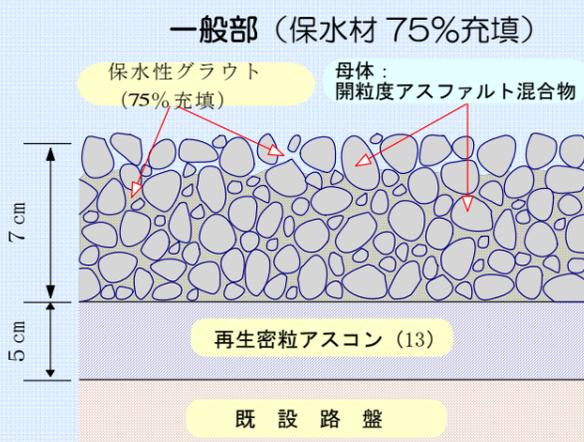
通勤・通学や買い物客等の歩行者が多い路線です。

[保水性舗装の概要]



- 保水性舗装は、**すきまの大きい**開粒度のアスファルト混合物の空隙に、**保水機能を持つ保水グラウト**（保水材：鉱物質シルト）を充填する舗装です。
- 保水性グラウトが乾燥すると、**小さなすきま**ができ、**降雨などの水分を保水**します。
- 保水した**水分が蒸発**するときに、舗装の**熱を奪い**（気化熱）、**路面温度の上昇を抑制**します。

[保水性舗装の構造]



一般部は、保水性舗装と排水性舗装の機能を期待して、開粒度アスコンの空隙の**75%**に保水性グラウトを充填した舗装です。

交差点部は、厳しい交通条件に対応するため、開粒度アスコンの空隙の**100%**（空隙全部）に**高強度の保水性グラウト**を充填した舗装です。

[効果の検証]

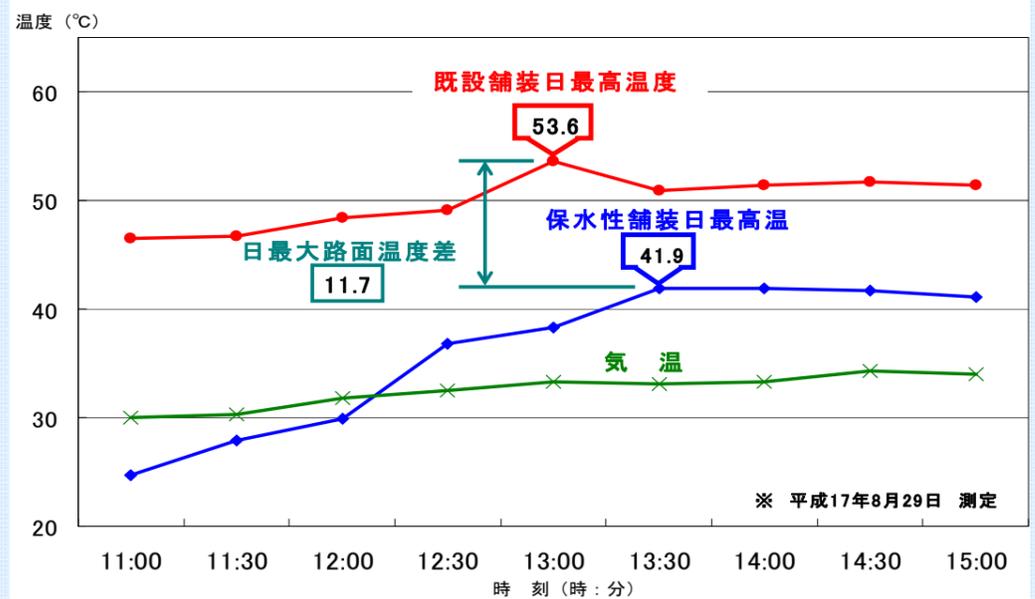
保水性舗装の路面低減効果の検証は、以下の方法で行っています。

<路面低減温度>

最高気温 30℃以上の晴天日、AM9:30~AM10:00の30分間散水を行い、その後、AM11:00~PM3:00まで、30分間隔で合計9回路面温度を計測し、保水性舗装と既設舗装の路面温度の差が最大9℃以上あることを確認します。

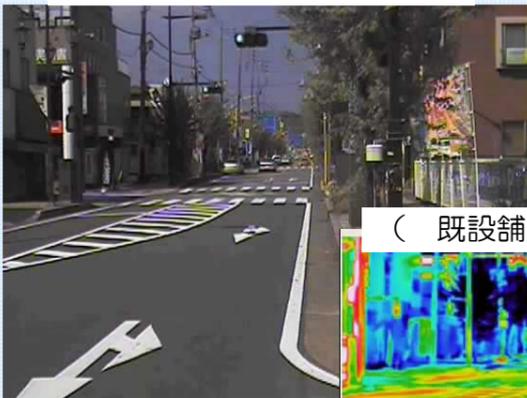
その結果、保水性舗装と既設舗装の日最大の路面温度差は、 $53.6℃ - 41.9℃ = 11.7℃$ の温度差を確認できました。

[路面温度測定グラフ]

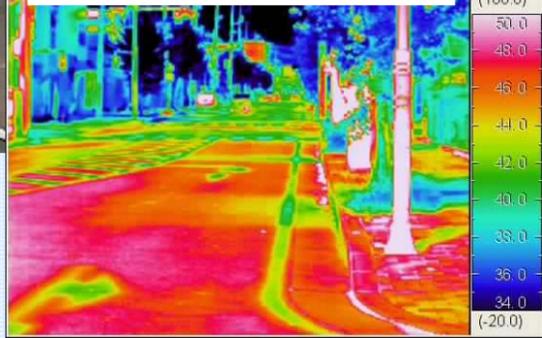


[熱画像カメラによる比較]

(既設舗装の可視画像)



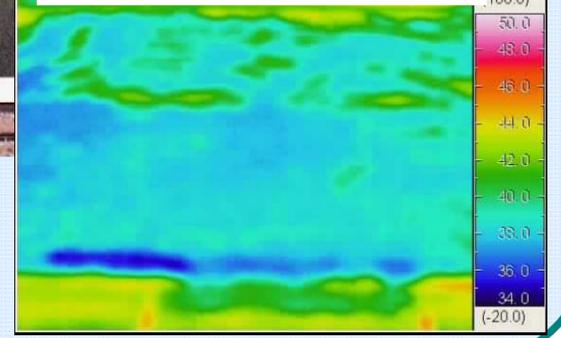
(既設舗装の熱画像)



(保水性舗装の可視画像)



(保水性舗装の熱画像)



[施工の流れ]



一般部 (保水材 75%充填)



(施工前)



(施工後)

交差点部 (保水材 100%充填)



(施工前)



(施工後)

○ 計画的な道路防草対策の実施

～快適な走行環境を目指して～



(中央分離帯における焼却灰の再生砕石敷設状況)

1

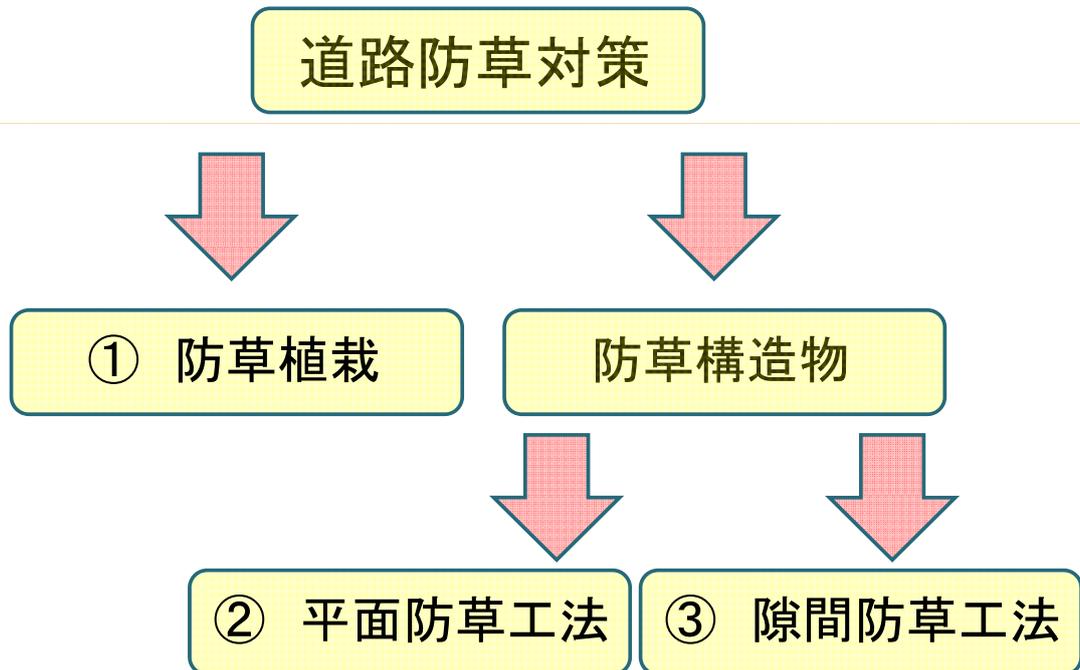
道路除草の現状

- 年2回の雑草刈り払い費用 55百万円/年
(年々苦情が増加)
- 歩行者や自転車の通行を妨げている
- 交差点において見通しが悪く危険
- 歩道舗装において草根の勢いにより浸食され舗装が損傷



2

道路防草対策の実施



3

① 防草植栽

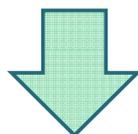
生育旺盛で、地面を覆うように広がり、光を遮り他の雑草の成長を抑制する。

○イワダレ草

○チガヤ（イネ科 体長20～30cm）

○ワイセイムラサキオモト

（ツユクサ科 体長20～30cm）



試験施工の実施



イワダレ草

4

② 平面防草工法

- ・ コンクリートで被覆
6, 800円/m²



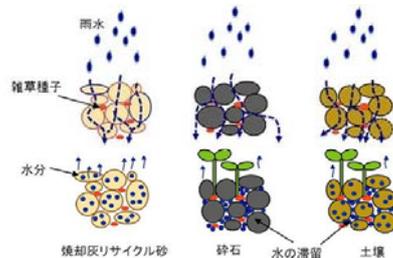
- ・ アスファルトで被覆
4, 300円/m²



5

② 平面防草工法

- ・ 焼却灰の再生骨材で被覆
6, 100円/m²



(砂の間隙水を吸収し、雑草が生えない)

- ・ 防草シートで被覆



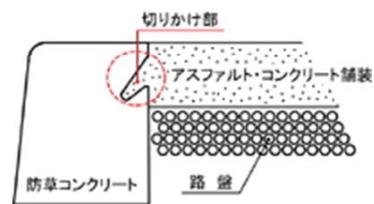
6

③ 隙間防草工法

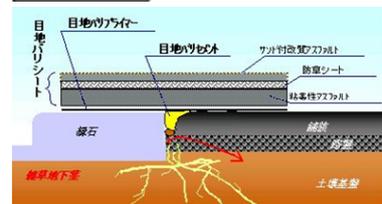
(縁石と舗装材との隙間)

・ 特殊ブロック工法

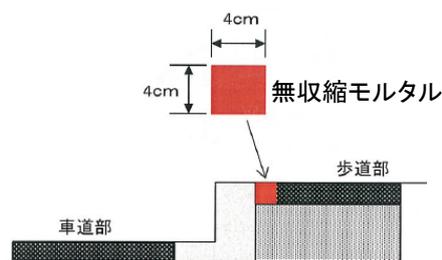
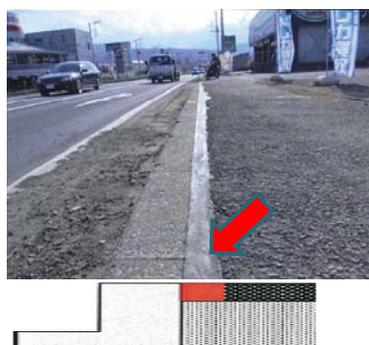
(切りかけ部により雑草が生えない)



・ 防草シール



・ 140号で実施している工法

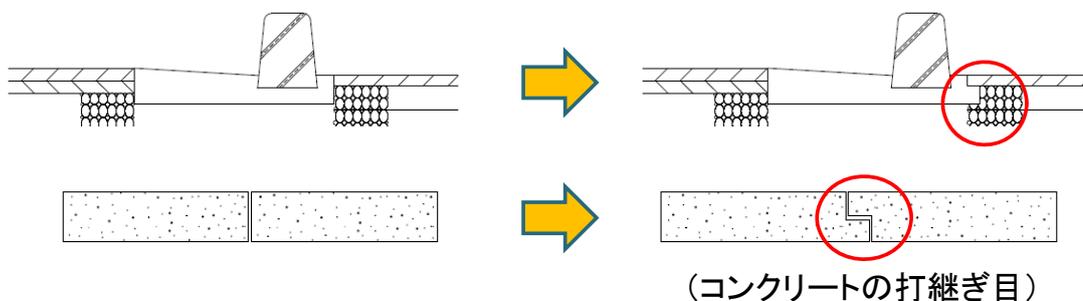


7

③ 隙間防草工法

(縁石と舗装材との隙間)

・ 生コン打設時の工夫



・ 瀝青材の塗布

プライムコート、タックコートを経石にも塗布し、舗装と縁石の接着を良くする

(参考)「土木工事共通仕様書 1-3-6-5 アスファルト舗装工」

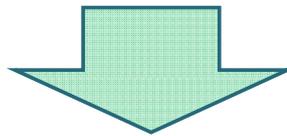
4の(18) 請負者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。

8

計画的な防草対策の実施

限られた予算で、防草対策を実施するには優先度を付ける。

- ①自動車交通量の多い箇所
- ②通学路指定箇所
- ③沿道土地活用が盛んな市街地



一般国道から随時実施（まずは一般国道140号）

9

国道140号での防草対策

- ・ 中央分離帯の間詰め
（コンクリートもしくは焼却灰の再生砕石）
- ・ 雑草により立枯れした低木植栽帯の舗装化
- ・ 植樹柵への焼却灰の再生砕石の敷設
- ・ 一部、防草シールの試験施工
（建設管理課新製品・新技術マッチングモデル事業の活用）



コンクリートで被覆



焼却灰の再生砕石

10

新設道路の防草対策

- ・維持管理の軽減を踏まえ、道路改良時点でやれるべきことは実施する。

○アスファルトとエプロンブロックとの隙間対策（防草ブロック、瀝青材塗布の徹底など）

○雑草が生えそうな部分を極力少なくする。
（中央分離帯のコンクリート化、
道路法面の防草シート設置など）